

# 第4回盛岡市・玉山村合併協議会

## 会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

## 第4回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成17年1月6日(木)午前10時

場所 玉山村中央公民館2階 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 協議事項

- 協議第30号 新市の名称について(協定項目3)
- 協議第31号 新市事務所の位置について(協定項目4)
- 協議第32号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)
- 協議第33号 町名、字名の取扱いについて(協定項目18)
- 協議第34号 慣行の取扱いについて(協定項目19)
- 協議第35号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目21)
- 協議第36号 行政区の取扱いについて(協定項目23)
- 協議第37号 広報広聴事業について(協定項目25-4)
- 協議第38号 消防防災関係事業について(協定項目25-6)
- 協議第39号 保健事業について(協定項目25-9)
- 協議第40号 障害者福祉事業について(協定項目25-11)
- 協議第41号 高齢者福祉事業について(協定項目25-12)
- 協議第42号 児童福祉事業について(協定項目25-13)
- 協議第43号 保育事業について(協定項目25-14)
- 協議第44号 健康づくり事業について(協定項目25-17)
- 協議第45号 ごみ・し尿処理事業について(協定項目25-18)
- 協議第46号 環境対策事業について(協定項目25-19)
- 協議第47号 農業関係事業について(協定項目25-20)
- 協議第48号 畜産・林業関係事業について(協定項目25-21)

協議第49号 商工観光関係事業について（協定項目25 - 22）

21 協議第50号 市村立学校設置・学校給食事業について（協定項目25 - 26）

22 協議第51号 学校教育事業について（協定項目25 - 27）

23 協議第52号 情報公開制度について（協定項目25 - 34）

（ 2 ）説明事項

新市建設計画（案）について

（ 3 ）その他

4 閉 会

## 1 開 会

司会（沼田事務局次長） あけましておめでとうございます。

新年早々お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第4回盛岡市・玉山村合併協議会を開会させていただきます。

本日は、協議会委員全員の出席となっておりますので、本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。また、テレビカメラ等による会場内での取材は、会長あいさつまでの頭どりとさせていただきます。会議に入りました以降は、撮影も含めて報道者席での取材とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

大変失礼いたしました。本日の協議会委員の出席でございますけれども、28名のうち27名の出席となっております。定足数であります3分の2を満たしておりますので、本日の会議は成立となりますので、ご訂正をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

## 2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつを申し上げます。

谷藤会長 新年あけましておめでとうございます。

委員の皆様には、平成17年の新春をそれぞれ展望をお持ちになって迎えられたこととお喜びを申し上げますとともに、公私ともにご多忙の中、本日、第4回の合併協議会にご出席いただきまして心から感謝申し上げます。

さて、昨年11月29日の第1回の協議会以来、大変熱心なご議論をちょうだいしているわけでございますが、ことし最初の協議会を開催するに当たりまして、改めて合併特例法の期限内での合併を考えますと、今年は、まさに両市村にとりまして、将来のまちづくりの土台となる重要な年であると存じておるところでございます。昨年末に発表されました2005年度の地方財政計画によりますと、地方交付税総額では、自治体に配分されます出口ベースでは、対前年度比で0.1%の増となりまして、これは地方の声が反映された結果であり嬉しいものと考えております。今後とも、地方の結束が大切でありますし、行財政構造改革など地方自身の改革・改善を一層進めてまいりまして、多様な住民ニーズに応え

てまいらなければならないものと考えております。

今、私たちが進めております合併協議会は、スリムで効率的な行財政運営を確立しながら、質の高い行政サービスの提供を行うなど、地方分権時代に対応したまちづくりを目指すものであり、将来を見据えた十分な議論を通じまして、住民の皆様のご理解をいただい  
てまいらなければならないものと認識いたしております。

当協議会におきます合併協議も、回を重ねるごとに、総論から各論へ、そして、さまざま  
な行政サービスや負担など住民の皆様にかかわりが深い具体的な調整内容へと進んでき  
ておるところでございます。本日の協議会では、協議事項として新市の名称や新市の事務  
所の位置、各種事務事業の取扱いなど、23項目の調整の方向についてご協議をお願い申し  
上げるものでございます。また、合併市町村のマスタープランとしての役割を持つ新市の  
合併建設計画案につきましては、将来像である「活力に満ち、詩情あふれる新県都」の創  
造に向け、建設計画に盛り込む主要事業について、両市村での調整を踏まえながら、今  
般、その取りまとめを行いましたので、説明事項として提案させていただくものでござ  
います。

本日は多くの協議項目につきまして、お昼を挟んでの長時間での協議となりますが、委  
員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のこ  
とし1年のご多幸をご祈念申し上げながら、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

### 3 議 事

司会 会議に入る前に資料の確認をお願いいたします。

本日の協議会資料は、事前に配付済みの資料のほか、主要事業総括表と座席表をご配付  
しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、会議に移りたいと思いますので、会長、よろしくお願いたします。

谷藤会長 それでは、進行させていただきます。

それでは最初に、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

盛岡市の刈屋秀俊委員と玉山村の工藤定幸委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろ  
しくお願いたします。

本日の協議日程についてでございますが、午前中に協議事項の協議第30号 新市の名称

から協議第44号 健康づくり事業を協議いただき、昼食休憩後に、おおむね3時をめぐりに、引き続き協議第45号 ごみ・し尿処理事業から協議52号 情報公開制度までと、その後、説明事項の新市建設計画（案）についてご協議をいただく予定でございます。

#### （１）協議事項

谷藤会長 それでは、協議事項に早速入らせていただきたいと思います。

まず、協議第30号 新市の名称について、事務局より説明をお願いします。

藤原事務局次長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

次第をめぐっていただきまして、1ページをお願いいたします。

協議第30号でございますが、新市の名称について、次のとおり提案するものでございます。

合併後の新市の名称は、盛岡市とする。

という提案内容でございます。

2ページ目をお願いいたします。

これは、資料といたしまして2市村の地名の由来というものを載せさせていただきました。後ほどお目通しいただければと思います。

2番の新市の名称に関する考え方でございますが、基本的には、編入合併の場合は、編入する市町村の名称とするケースが多いわけですが、ただ、制度的には、編入する市町村の名称を変更することによりまして新たに制定することも自治法上可能となっております。ただ、一般的には県庁所在都市としてのこれまでの定着度、あるいは高次都市機能とか、広域的な交流の観点から、対外的にもわかりやすいということが挙げられますし、2市村が持ついろいろな特色のある地域資源とか人材、それから、都市圏盛岡としてのイメージを活用しながらまちづくりに活用するということが、一体的なまちづくりの取り組みの醸成感を醸し出し<sup>かもしだし</sup>やすいということが考えられるということで「盛岡市とする」というご提案をさせていただくものでございます。

それから、3ページの方は先進事例ということで、ほかの協議会ではどういうふうになっているかということをご参考までに上げさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいいたします。

谷藤会長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、協議第30号 新市の名称

についてでございますが、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございますればお願いいたしたいと思っております。

特にございませんか。以前にも任意協議会の段階でもご理解いただいている分野でございますけれども。

それでは、特にこの件につきましてはご異論もないようでございますので、原案のとおり、新市の名称は盛岡市とするということでご理解をいただいたものとさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、協議第31号 新市事務所の位置について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の4ページをお願いいたします。

協議第31号 新市事務所の位置について、次のとおり提案するものでございます。

- 1、新市事務所の位置は、現盛岡市役所とする。
- 2、玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用する。

以上の内容でご提案申し上げるものでございます。

それでは、5ページの資料の方をごらんいただきたいと思います。

まず、新市事務所の位置に関する考え方でございますが、事務所の位置の検討に当たりましては、住民の方々の利用の利便性に供するような、交通の利便性とか、他の官公署との関係について考慮しながら位置を定めるんだという自治法上の基本的な考え方がございます。

それから、(2)でございますが、行政区域の拡大によりまして、住民サービスの低下、あるいは住民の方々の生活に急激な変化を来さないということが大事なことでございますので、現庁舎の有効活用によります支所機能について適切に措置する必要がある。それから、地域のコミュニティーの拠点としての役割も考慮しなければならないという考え方で、このようなご提案を申し上げます。

総合支所の機能を有する施設という考え方でございますが、やはり新市の一体性を確保する、あるいは効率化に十分配慮しながら調整する必要がありますし、住民の方々に不安を招かないような組織にする必要がある、あるいは迅速なサービスを提供できるような組織、それから住民の方々の意見を適切に反映するような組織ということで総合支所の配置について考えることとなりますが、具体的には、調整項目で組織機能の項目がございますので、その中でご提案申し上げますというものでございまして、ここの項目では基本的な事

項についてご提案申し上げるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 協議第31号でございますけれども、新市事務所の位置についてただいま説明がございましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

この件につきましては特にございませんか。特にないようでございますので、それでは、協議第31号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第32号 一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、6ページをお願いいたします。

協議第32号でございますが、一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案申し上げます。

- 1、玉山村の職員は、すべて盛岡市の職員として、引き継ぐものとする。
- 2、職員数については、定員適正化計画を策定し、適切な定員管理に努めるものとする。
- 3、職員の任免、給与その他身分の取扱い等については、公正に取り扱うものとし、その細目は2市村の長が、別に協議して定めるものとする。

以上の内容でございます。

それでは、7ページの資料の方をごらんいただきたいと思っております。

まず、職員数でございますが、盛岡市は条例定数2,448人で現数が2,385人、玉山村の方は、条例定数166人に対して現数145人ということで、いずれも条例定数よりも下回っているということで、両市村とも職員の定員管理には努力しているという状況でございます。

盛岡市の方でございますが、行財政構造改革による、事務事業の見直し、あるいは民間委託ということで、まずは平成18年までの3年間で重点的な取り組み期間とし、70人程度の削減を目標にして行革に取り組んでいる、適正な定員を目指しているという状況でございます。

それから、職員の給料でございますが、給料表は平成16年4月現在では、市では独自給料表、玉山村の方では国に準拠しているという状況でございます。盛岡市では、この12月



議会で給与制度等の見直しということで、現行の7級制から、国、県に準じまして、平成17年4月1日以降10級制に切りかえるという努力もしておりますし、それから、給与月額については、平成17年、18年の2カ年間、一律3%カット、あるいは管理職手当の削減率を拡大いたしまして、平成17年、18年は削減とか、そういったような取り組みもやっております。

8ページでは、平成17年4月1日以降の盛岡市の給料表ということでご提示させていただいております。

それから、9ページでございますけれども、退職手当の関係でございますが、市では、盛岡市職員の退職手当に関する条例に基づきまして単独で支給している。支給水準は国に準拠している、国と同じだということでございますし、玉山村では、岩手県市町村総合事務組合の方で共同処理をしているというような状況でございます。これらについては、共同処理の脱退手続が必要という課題はございますが、これらについては、調整方向にお示ししているように、2市村の長が、別に協議して定めるという方向になっております。

それから、10ページでございますが、勤務時間も調整する。

それから、旅費についても、それぞれ両市村で支給額に相違があるわけでございますが、市では12月議会に旅費条例の一部改正をご提案申し上げまして、日当とか宿泊料の削減見直しをすることにしております。

それから、研修については、研修体系に相違がございますが、いずれ人材育成というのは重要なことでございますので、一生懸命取り組んでいくという方向でございます。

以上の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第32号でございますけれども、説明があったわけですが、この件につきまして、皆様方からご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

竹田(捷)委員 玉山村の竹田です。今年もよろしくお願いいたします。

7ページのところで伺いたいと思っております。

ここの2番の「職員数について、定員適正化計画を策定し」とありますけれども、これは協議会中に出てくるものなのか、今後の課題なのか、その辺の時期的なものをお知らせいただければと思っております。

川村総務部会長 総務部会の部会長をやっております盛岡市の総務部長でございます。

定員適正化につきましては、いずれ合併いたしますと、組織が決まった後、例えば管理部門は両方に必要なくなるということで、そういうものもありますけれども、今現在は、

それぞれの団体でそれぞれ適正化計画に基づいてやっておると思いますが、合併に当たって、組織が決まった後に、いずれ定数をどうするかということは検討しなければならないと存じております。

そこで、いずれ組織等が決まった後に、2市村の長が協議して定めるということになるものと存じております。

以上であります。

谷藤会長 よろしいでしょうか。

新たに合併が進むとすれば、いずれ新たな組織も必要になってくる分野も出てくる。総合的な人員の配置状況を見ながらということになると思いますけれども、スリムな自治体を目指していくということが基本にはございます。どれぐらいというのは、まだ現在の時点ではありませんけれども、基本的には、やっぱりスリムな行政体を目指していくことになっていくだろうと。

そのほかございますでしょうか。

本山委員 玉山村の本山でございますけれども、今、給料の関係でございますが、盛岡市と玉山村ではかなりな差があるだろうと思っておりますし、確実にあるわけでございますので、その辺、両首長の裁断を重く受けとめながら、十分に検討していただくようお願いしておきたいと思っております。

谷藤会長 それぞれ財政状況等も踏まえながら、この件につきましても、今後とも努力をしながら、住民の皆様方の負託にこたえていくにはどのような形がいいのかということを中心に意識しながら、これから取り組ませていただきたいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

ほかにも特にないようでございますので、協議第32号につきまして、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第33号 町名、字名の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の11ページをお願いいたします。

協議第33号 町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、町、字の名称及び区域は、原則現行どおりとする。ただし、玉山村の「大字」の二文を削除して簡素化を図る。

2、同一の町名、字名については合併前に調整する。

以上の内容でございます。

12ページの資料をごらんいただきたいと思います。

基本的な考え方といたしまして、合併時の混乱を避けるため、町名、字名の変更については最小限にとどめて、できる限り従来の名称をそのまま使用する取り扱いとするということが一般的でございます。ただし、この表にありますように、関係する市村で同一の、あるいは類似の町名、字名が存在する、この場合では、永井、それから玉山村の方でも大字永井、あるいは上田、大字上田という同一の町名があるといったケースでは、この部分について変更するという考え方になります。そういったことで、合併前に調整が必要だということになります。

それで、町名あるいは字名を変更する場合は、地方自治法第260条の規定によりまして、関係市村の議決を経まして知事に届け出すというような、手続的にはそういうものが必要になっております。

それから、これは参考まででございますが、任意協議会の調整方向ということで、合併に関する地域自治区を設けるという方向になってございます。今後、それについては次回提案させていただくことになるかと考えておりますが、合併による地域自治区を設ける場合には、その名称を住居表示の中に盛り込むと申しますか、地域自治区の名称を住所に盛り込むということも出てまいります。その場合には、その地域自治区の名称をどうするかということも今後ご提案することになるわけでございます。そういったことも、ご参考までに申し上げさせていただきます。

以上の内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

谷藤会長 協議第33号 町名、字名の取扱いについて、ただいま説明がありました、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思います。

特にございませんか。ただいま説明があったとおりではございませぬ。

それでは、協議第33号につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございました。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第34号 慣行の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の13ページをお願いいたします。

協議第34号 慣行の取扱いについて、次のとおりご提案を申し上げます。  
す。

1、市村章については、合併時に盛岡市の市章に統一する。

2、花、木、鳥及び市村民歌については、合併時に盛岡市の制度に統一する。

ただし、玉山村の花「すずらん」は、合併後においても観光情報の発信などに十分に活用する。

3、市民憲章については、合併後に検討する。

4、非核宣言、安全宣言については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

以上の内容でございます。

14ページの資料をお願いいたします。

まず、市村章についてですが、基本的にはできるだけ早く統一することが適当だという考え方になりますので、調整方向をこのように統一するという考え方でございます。

それから、花、木、鳥でございますが、盛岡市は花はかきつばた、木はかつら、鳥はせきれい、玉山村の方は、花がすずらん、木がすぎ、鳥がきじということで告示されてございます。それぞれの住民の方々に愛着が深いということで慎重な配慮が必要だという考え方でございます。調整方向については、市の制度に統一するという方向でご提案するものでございますが、ただ、玉山村の花のすずらんについては、皆様方から愛着が深いというようなこともございますので、合併後においても、市域全域に愛される花というようなことでも奨励していくという考え方になりますし、対外的にも、観光情報とか、イベントとか、そういったことでも活用させていただきまして、十分に普及していくという考え方でございます。

それから、市村民歌でございますが、それぞれ告示によってございますし、玉山音頭ということで愛唱歌もございます。そういったことを活用させていただくという考え方でございます。

それから、憲章、宣言等ということで、非核平和都市宣言とか、安全都市宣言ということで、それぞれの議会で議決あるいは決議を行っております。そういったことで、市民憲章については、合併後に検討するとなりますし、宣言については、市の例を基本に統一するというご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第34号 慣行の取扱いについてでございますけれども、ただいまの説明に対しまして、皆様からご質問、ご意見がございますればいただきたいと思えます。

村田委員 私の方から、玉山村の花、すずらん、実は幼いころから非常に真心を引かれている男の一人でございます、盛岡市の新市のかきつばたとすずらんを列記できないものかと思うわけでございます。調整方法の方に、観光情報の発信等に十分活用するという表現をされておりますけれども、もう少し具体的に、こういうところで使うとかという明記が必要ではないかと思うわけでございますが、できれば、すずらんもかきつばたと並んで列記していただけるようにご配慮できないものだろうかと思えますが、いかがなものでしょうか。

川村総務部会長 お答えいたします。

ただいまの花の関係でございますが、部会あるいは幹事会でもいろいろ議論があったわけでございますが、いずれ大体、花、木、鳥を制定しているところを見ますと2つというのは余り例を見ないということで、そこで、やはりそれぞれ1つということで統一する方法ではないのかという議論がありました。ただ、やはり、先ほどお話ありましたすずらんというのは、姫神山とすずらんということで、県民の間にもかなり愛着がある状況なものですから、そこで、すずらんにつきましては、いろいろな機会に情報発信していく。観光とか、そういうものが主になるかと思えますが、それ以外でも、機会可能な部分で推奨するというところでやってはどうかということで取りまとめたものでございます。

以上でございます。

村田委員 済みません、取りまとめたということは、観光発信のときのみ、このすずらんを使うと聞こえたわけでございますけれども、すずらんとユートランド姫神の温泉、あるいはつなぎの温泉と、私はかきつばたという花をバックに温泉があるよりは、すずらんと温泉という結びつきが、どうしても美しく見えてくるわけでございます。できるだけすずらんを追いやらないで、すずらんを迎え入れるような気持ちでぜひ取り扱いをしていただきたいと切に要望いたしまして、終わらせていただきます。

谷藤会長 村田委員の方からは、両方列記するというか、両方記載する形というものがあればなおいいなというお話だったと思えます。ただ、全国的に、例えば、各地に行きますと、この地域の花は何ですかという形で、各県、あるいは各市町村ごとに一つ挙げるとすればということになっていく場面が多々あります。ただ、地域の今までの長い間のなじ

み方初め、やはり愛されている部分がありますので、できるだけ多くの場面に、このすずらんを活用させていただくというような中でご理解いただければありがたいと思っております。

できるだけ、何かPR、情報発信していく中に、それを一緒に、かきつばたとあわせて載せていくとか、そういう中で一体となった地域づくりにつながっていくものだろうと思いますので、そのように配慮しながら進めさせていただきたいと思います。そんなようなことで考えております。

ほかにございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、協議第34号でございますけれども、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第35号 介護保険事業の取扱いについて、説明願います。

藤原事務局次長 15ページをお願いいたします。

協議第35号 介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、介護保険の審査認定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。

この「合併時は現行どおりとし、合併翌年度から」という意味でございしますが、合併時、平成18年1月10日から3月31日までは現行どおりということで、合併翌年度、平成18年4月からは新しい、市の例によって統合するというような意味合いでございします。

2、保険料については、合併時は不均一賦課とし、合併翌年度に再編する。

3、保険料の納期及び減免基準については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。

4、保険料の督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から玉山村の例により統合する。

5、介護保険事業計画については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

6、介護保険運営協議会の委員については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

という内容でご提案申し上げます。

それでは、16ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、介護保険の関係でございますけれども、この介護保険、介護についての要支援とか要介護の審査の判定を行う介護認定審査会でございますが、市の方は単独でやっておりますし、玉山村の方は、盛岡北部行政事務組合の方に加入して、共同でやっているという内容でございます。

それから、保険料でございますが、基準月額、これは1号被保険者、65歳以上の方々の方でございますが、基準月額2,683円、玉山村の方は3,508円というようなことで、基準月額が異なっているという状況でございます。

保険料の所得段階でございますが、これも1号被保険者の関係でございますが、所得段階に応じまして第1段階から第5段階まであるわけでございますが、それぞれ両市村が異なっているという状況でございます。

それで、保険料の納付でございますが、第1号被保険者の方々は年金の年額が18万円以上の場合には年金から天引きされるわけでございますが、この天引きの対象の年金を受給していない方々は、納付書とか口座振替によって納付するというような関係でございます。市では7月から8月までの8回、玉山村は2カ月に1回ということで納期が異なっている状況でございますが、これは、合併時は現行どおりとして、合併翌年度は市の例により統合するという方向でございます。

それから、督促手数料も異なっている状況でございますが、単価計算しますと、玉山村の方の単価が相当だという専門部会の検討結果もございますので、合併翌年度に玉山村の例によって統合するというご提案申し上げるものでございます。

17ページでございますが、保険料については、減免基準ということで、17ページの方は、災害に係る減免、それから年収減少による減免、18ページに行きますと生活困窮者に係る減免というようなことで、それぞれ両市村制度がございますが、若干市の方が減免の枠が広いというような状況もございます。市の例に統合するという内容でご提案申し上げるものでございます。

19ページでございますが、介護保険事業計画ということで、これは法律によりまして、3年ごとに5年を1期とする事業計画を定めるということが定められております。これは、そういうことで、平成17年度に見直しを予定されておりますので、これによって、例えば保険料などは統一が図られるという状況になります。

介護保険運営協議会ですが、いわゆる介護保険の事業計画とか、あるいは介護保険事業

について審議する附属機関ということで、ご案内のとおりでございますが、委員構成が異なっている状況にもございます。それで、合併時は現行どおりとして、翌年度再編するというような方向でご提案申し上げたいという内容でございます。

以上の内容でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第35号 介護保険事業の取扱いについて説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

今それぞれ、盛岡市、玉山村の中では違いがございますけれども、それを調整しながら再編していくという部分もございますが、その件につきまして、今、事務局から説明がそれぞれありました。

今、そのような調整方向が示されましたけれども、これを基本として取り進めていくということでご理解いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にご質問、ご意見もございませんので、協議第35号につきましては、原案どおり承認することとさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、協議第36号 行政区の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 20ページをお願いいたします。

協議第36号 行政区の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

- 1、行政区数については、現行どおりとする。
- 2、行政連絡員の委嘱内容及び報酬については、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。
- 3、自治会連合会については、当面現行どおりとし、関係団体と一本化に向けて協議を進める。

以上の内容でございます。

21ページの資料をお願いいたします。

まず、行政区数ですが、市の方では391地区、玉山村の方の行政区40地区ということであるわけでございますが、この行政区については、これまでずっと使用しているというような状況がございますので、現行どおりという考え方でございます。

それから、行政連絡員の委嘱内容でございますが、市の方は地区担当員、玉山村の方は行政連絡員というような形で規則で位置づけされておりますし、内容については、住民に



対する諸連絡と、それに加えて、玉山村の方では健康診断とか、家畜伝染病予防など公衆衛生に関する連絡、指導なども役割として行っている状況でございます。平成19年度を目途に再編するという方向でございます。

22ページですが、報酬についてですが、報酬は、市の方では世帯割、均等割、地域割ということで基準を定めまして月額支給という取り扱いでございますし、玉山村の方は、低額で年2回支給するという現状でございます。これも平成19年度を目途に再編するという方向でございます。

それから、自治会でございますが、盛岡市町内会連合会、玉山村自治会連絡協議会ということで、それぞれ両市村に組織されております。これらについては十分に意向を踏まえながら、関係団体と一本化に向けて協議を進める必要があるという考え方でございます。

23ページの方、玉山村では業務委託ということで、姫神山の一本杉園地の維持管理とか、そういったような管理業務の委託を受けている現状でございます。

以上のような内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第36号 行政区の取扱いについて説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

寺口委員 玉山村の寺口と申します。

この自治会に関連してお伺いしたいわけですが、盛岡市は町内会で335ございまして、玉山村は自治会と称して39あるわけでございますが、私ども現在、村から運営補助金をいただいているわけでございますが、盛岡市と玉山村の違いが非常に大きいように見受けられます。行政連絡員でも、これは連合会じゃなく単位自治会ですが、玉山村は自治会内に総務部等を置き、そして、その総務部長がこの行政連絡業務に当たっているわけでございます。そうしたこと等、非常に大きな違いがあるわけでございますが、当面の間現行どおりとして、そのうち関係団体と諮りながら一本化するというわけでございますが、当面というのは、いつごろをめどに統一しようとしておるものか、そして、具体的にどういう形で移行するものであるか、もしその点も話し合いをしておるのであれば、お伺いしたいと思います。

照井住民生活部会長 お答えします。住民生活部会の部会長をしております市民部長の照井でございます。

今、自治会の組織の関係でございますが、盛岡市の場合は、町内会連合会というものがございまして、これは今お話のとおり、335の町内会の団体の集まりでございます。この

町内会の集まりの中には、盛岡市の場合は、またさらに26のコミュニティー地区があり、そういう各地区地区に町内会の集まる組織がございます。それが福祉推進会連合会とか、地域活動協議会とかという形であります。その集合団体といいますが、それが町内会連合会という形でその中で組織されております。玉山村の方は、今お話のとおり39の協議会ということですので、これらについては、まだ関係団体、町内会連合会との協議もしていかなければならないのですが、いずれその町内会連合会と玉山村の自治会連絡協議会とで、どういう形で統合するかということをもまず協議していただかなければならないと思っております。

これを私どもの町内会連合会の方にまだそのことの具体的なお話は、協議をお願いするという形は申し上げておりませんが、いずれこれが決まった段階で、正式な形で連合会の方でも独自にそういうお話を進めていただきたいということで今考えておるところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 まだ具体的な日程等までは進んでおりませんが、それぞれ協議を進めさせていただく中で、どういう形がいいのかということをも求めていくということだろうと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議第36号の行政区の取扱いにつきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第37号 広報広聴事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、24ページをお願いいたします。

協議第37号 広報広聴事業の取扱いについては、次のとおり提案するものでございます。

- 1、広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 2、「声の広報もりおか」、「点字広報もりおか」及び「もりおか暮らしの便利帳」については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 3、ホームページについては、合併時に盛岡市の例により再編する。

- 4、住民意識調査等については、盛岡市の例により統合、再編する。
- 5、地区懇談会については、盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村のまちづくり懇談会については、4地区（玉山、薮川、渋民、巻堀）で開催する。
- 6、暮らしの法律相談については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 7、議会広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 8、「点字議会だより」及び「声の議会だより」については、合併時に盛岡市の例により再編する。

以上の内容でございます。

25ページの資料をお願いいたします。

まず、広報紙でございますが、盛岡市の方、毎月2回、1日号、15日号ということで2回発行してございます。玉山村の方は毎月1回という内容でございます。いずれも全戸配布ということでございますが、そういった違いがございます。

それから、その他の広報媒体ということで、「声の広報もりおか」、月1回録音テープを配布するという内容でございますし、それから、点字広報について月1回、希望する方に配布しているということがございます。それから、玉山村は、防災無線を活用して随時お知らせしているという状況にもございます。そういうことで、市の例によりまして統合するという考え方でございますし、声の広報とか点字広報については、玉山村の地域にも拡大してご利用いただくという考え方でございます。それから、防災無線については、合併後も活用していくというような考え方になってございます。

それから、26ページでございますけれども、ホームページについては市の例により再編しますし、住民意識調査、市では市民意識調査、市政モニターということで、毎年交互にやっているという状況でございます。

それから、提言・提案ということで、市では電子メールとか、あるいは提案箱を公共施設に設置しましていろいろご提案いただくという仕組みもございます。それから、パブリックコメントというようなこともございます。玉山村は、村長直通便ということで、年1回広報紙に折り込みましてやっているというような工夫もされているとございます。

地区懇談会でございますが、市政推進懇談会ということで、これは全町内会長とか、自治会長を対象に4月にやっております。それから、まちづくり懇談会ということで、全コミュニティを対象に2年を一巡にしてやっている。それから、地区勉強会ということで随時やっているというような状況もございます。玉山村では、自治会長との懇談会とか、

それぞれやられているということで、方法については異なっておりますけれども、いわゆる住民の方々の声を市政に反映していくということが第一でございますので、工夫しながらやっていくという考え方でございます。

それから、住民相談ですが、くらしの法律相談をやっておりますので、これらについてもご利用いただけるようにということで再編する。それから、随時各担当課でのご相談も、これは大事なことでございます。身近な相談窓口ということで大事なことでございますが、組織機構にも関係いたしますけれども、現行どおり存続するという考え方になっております。

それから、暮らしの便利帳についても発行しておりますので、玉山村の方にもご利用いただけるような配慮をするという形になります。

それから、議会広報ですけれども、年4回、定例会ごとに発行しておりますし、「点字議会だより」、「声の議会だより」も発行しておりますので、市の方の制度に一元化するという内容でのご提案でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第37号の広報広聴事業について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

特にございませんか。それぞれ、それぞれの持っている特色を生かしながらということで、住民の方々にできるだけわかりやすい形での広報広聴活動をするということになると思っておりますけれども。

山本委員 盛岡市の山本です。

議会の「議会だより」ですけれども、平成18年1月10日合併ということになりますと、玉山村の12月議会の「議会だより」はどのようになりますか。

岩館議会部会長 議会部会の者でございます。

その件はちょっと検討しておらなかったものでございます。今から、合併の時期に向けて検討してまいりたいと思っております。

谷藤会長 合併の期日が平成18年1月10日ということですので、12月定例会の部分ということの取り扱いということですね。平成17年12月定例会の配布についてという部分だと思います。いずれ、合併までの間の議会活動をそれぞれの地域の方々にお知らせすることは重要なことでございますので、協議をするということでございますけれども、お知らせしていく義務と申しますか、それも当然あるわけでございますので、それは、当然配布す

るような方向に向かうのではないかと想定されます。

そういうことでよろしいでしょうか。平成17年12月定例会分の会議の中身については、玉山村のエリアに従来どおり配布していくという方向になるのではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。

特にないようでございますので、協議第37号については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第38号 消防防災関係事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 28ページをお願いいたします。

協議第38号でございます。消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、消防体制及び消防施設については、現行どおりとする。ただし、消防車両の更新基準については、合併時に盛岡市の基準に統一する。

2、災害警戒本部及び災害対策本部については、合併時に盛岡市の制度に統合する。

3、防災無線については、合併時は現行どおりとし、合併後に整理統合する。

4、防災訓練については、合併時に盛岡市の例により再編する。

5、自主防災組織については、当面現行どおりとする。

以上の内容でございます。

29ページの資料をお願いいたします。

まず、消防体制でございますが、常備消防については、両市村とも盛岡地区広域行政事務組合に加入しておりまして、共同処理をしております。

それから、消防施設でございますけれども、それぞれ施設がございますが、これについても現行どおりとして活用していくという内容でございます。

30ページでございますが、災害対策ということで、災害警戒本部の設置基準がございますが、両市村とも県の地域防災計画に基づいて地域防災計画を策定しております。

それで、災害警戒本部の設置基準については基本的には同じだという内容でございますし、災害対策本部でございますが、警戒配備、1号非常配備 1号非常配備というのは係長級以上の招集になりますが、それが若干、両市村異なっている部分もございます。

若干相違があるわけですが、基本的には同じだというような状況でございます。いずれ、合併時に盛岡市の制度に統合して災害に備えていくという考え方でございます。

防災無線については、合併後に整理統合するという考え方でございます。

防災訓練でございますが、市では9月の防災週間にあわせて年1回実施しておりますので、これについては合併時に再編していくということで、支障のないようにやっていく考え方でございます。

それから、自主防災組織、両市村それぞれ組織が構築されておりますので、これらを活用するという考え方で、現行どおりとするという方向でございます。

以上の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 協議第38号の消防防災関係事業について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

危機管理ということで非常に大切なことだと思います。

工藤(定)委員 玉山村の工藤です。よろしくお願いいたします。

常備消防の方じゃなくて、消防団の方の関係でお尋ねしたいと思いますが、今現在、盛岡市では団員の定数がどうなっているのか、そしてまた、その団員の数をお聞かせ願いたいと思っております。

川村総務部会長 それでは、お答えいたします。

実は、消防団の取扱いの関係はまた別途、本日は協議事項に上げておらないわけですが、別途、後ほど、次かその次の機会に協議にのせることにしております。それで、今ちょっと資料がなくて具体的には説明できないんですが、ただ、定数はかなり下回っている状況でございます。いずれ消防団員の加入促進につきましては、いろいろな機会に勧誘というか、広報に載せたり、地域の機関誌に載せたりということで、あるいは直接町内会とか、あるいは関係機関に働きかけるということで鋭意努力はしているところでございます。

以上であります。

谷藤会長 改めて別な機会に、この項目についてはまたお知らせさせていただく機会があるようだけれども、いずれ盛岡市では、消防団の方、特に中心部の団員確保に苦勞している部分もございます。そういうことで、できるだけ多くの機会をとらえて消防団に入ってもらいたいということをお願いしているんですけれども、なかなか進まない地域もございますので、これからも引き続きそういう努力をしていくということです。

この件につきまして、ほかにございますでしょうか。

藤原事務局次長 工藤委員さんのご質問の消防団員の関係でござりますが、今、手元の資料としては、定員と現員の資料がございますので、とりあえずそれをお知らせしたいと思います。

盛岡市の方の定員1,099名で現員が949名でございます。以上の内容でございます。ちなみに、玉山村の方は400名で375名となっております。

よろしくお願いたします。

谷藤会長 まだ不足している地域もございますけれども、引き続き努力をしていくということでございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、協議第38号の消防防災関係事業について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、協議第38号につきましては、原案のとおり承認することといたします。

それでは、ここで10分ほど休憩させていただきたいと思ひます。

[ 休 憩 ]

谷藤会長 再開いたします。

続きまして、協議第39号 保健事業について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 それでは、31ページを願ひいたします。

協議第39号 保健事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、医療費助成事業の乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人、母子家庭については、合併時に盛岡市の例により統合し、寡婦、身体障害者、老人については、合併時に盛岡市の例により再編する。

2、母子保健事業の相談・教室については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

3、母子保健事業の乳児・幼児の健康診査及び成人健康診査については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

4、精神保健事業の精神障害者居宅生活支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

5、在宅難病患者支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

6、歯科保健事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。成人歯科健康診査は、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

7、予防接種事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。幼児インフルエンザは、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

8、在宅当番医制は、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に統合する。

9、患者輸送業務については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

以上の内容でございます。

32ページの資料をお願いいたします。

保健事業につきましては、住民生活に密着した事業ということもございますので、一体性を確保する必要があるわけでございますが、合併によりまして急激な変化を及ぼさないように留意しながら方向づけをしているという考え方でございます。

まず、医療費助成事業でございますけれども、保健診療医療費の一部を助成するという内容でございます。乳幼児、妊産婦の方々に対しまして、所得に応じまして、乳幼児が生まれた日から1年間、あるいは就学前まで、それから、妊産婦の方々には、妊娠5カ月あるいは8カ月から出産した翌月まで助成するというような内容でございます。これは、県の単独医療費助成を基本にやっているわけですが、市村単独で拡大給付している部分もございます。ただ、対象者とか給付割合、あるいは所得制限等に相違があるというような状況でございますので、合併時に市の例により統合するという方向でございます。

重度心身障害者の方々についても、お示しのとおりでございます。

それから、33ページでございますが、一人暮らし老人、母子家庭、これらも盛岡市の例により統合するというところでございます。

寡婦、身体障害者、老人の方々に対する助成については、市のみの助成制度ということでございますので、市の例によって再編して、全域対象となるような調整になるというものでございます。

34ページでございますが、母子保健ということで、相談・教室とか、健康診査がございしますが、母親教室、あるいは育児教室、乳幼児や妊産婦の方々に対する各種健康診査とか、あるいは相談業務というようなことを両市村でやっております。ただ、実施方法ある



いは実施内容が異なっているというような状況もございますので、合併翌年度に再編してサービスが低下しないようにしていくというような方向でございます。

健康診査でございますが、35ページの方でございますけれども、乳児健診、いわゆる1歳6カ月健診、あるいは3歳児健診というようなことで、一連の乳児健診を行っておりますが、これらの健診については、専門医の小児科医の先生との連携も必要だというようなこともございますので、医師会との調整を図っていくというような内容でございます。いずれサービスが低下しないような配慮をしていくということで、合併後3年を目途に再編していくという方向でございます。

それから、同じ35ページでございますが、成人健康診査ということで、いわゆる生活習慣病の早期発見とか予防というような観点から各種検診を実施しております。循環器検診とか、肝炎ウイルス検査、あるいは36ページの方でもの忘れ検診とか、そういったものを行っておりますけれども、両市村で対象となる年齢、あるいは自己負担の額、実施方法、いわゆる個別検診か集団検診かという違いがございます。合併後3年を目途に再編するという方向でございます。

36ページ、もの忘れ検診、これについては市の単独ということで、平成15年から全国に先駆けて実施しているというような内容でございますけれども、これについても全域サービスを図るというような内容でございます。大腸がん検診とか子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診とかといったことがございますが、いずれも負担する額、有料とか無料とか、そういう違いがございます。

それから、37ページ、婦人健康診査ということですが、これについても、その対象、自己負担、実施方法が異なっているという状況がございますので、3年を目途に再編するという内容でございます。いずれ、繰り返しになりますが、サービスを低下させないようにという考え方で、あるいはそういう病気の早期発見ということを徹底しながら、最終的には医療費の抑制にもつながることを期待しながら、基本的な考え方で調整するという内容でございます。

38ページ、精神保健についてでございますが、これは、在宅の精神障害者とその家族のための支援事業ということでございます。精神障害者の居宅生活支援事業というものがあるわけでございますが、ホームヘルプサービスとかショートステイの事業がございますし、それに加えて、市の方ではグループホーム10施設に対する支援も行っているという状況もございます。

それから、在宅難病患者支援ということで、在宅の難病患者の方、あるいは関節リウマチ等の方々に、身体障害者手帳あるいは介護保険に該当しない方への療養生活の支援というようなことでやっているわけですが、合併翌年度に市の例により再編するという方向でございます。

それから、39ページ、歯科保健でございますが、これは歯科医師会に委託しまして、個別健診の実施、集団健診については市の方は保健センターでという形でやっております。これにつきましても、例えば、幼児歯科健診については、市では1歳児、2歳児、5歳児ということになりますし、玉山村の方では1歳6カ月、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児というようなことで対象月齢が異なっておりますし、個別、集団といった方法も違うということで、この辺は3年を目途に再編するという内容でございます。

それから、予防接種でございますが、予防接種法に基づきまして、乳幼児及び児童生徒を対象に実施しているということでございますけれども、この辺も、集団接種の実施法が異なる状況もございますので、医師会等の関係もございますので、3年を目途に再編するという内容でございます。

それから、高齢者インフルエンザ、これも同じ調整方向になります。

40ページでございますが、幼児インフルエンザ、これは毎年10月20日から1月にかけて、市内の協力医療機関で接種を受けた3歳から5歳児に対して1,000円を助成するという市の制度でございますが、これについても、合併翌年度に盛岡市の例により再編していくということでございます。

それから、公立病院ということで盛岡市立病院がございまして、診療科目16科目で、ちょっと細かい話で申しわけございませんが、外来の診療受け付け8時半から11時半、あるいは午後1時から4時半というようなことでやっておりますので、よろしく申し上げます。

それから、41ページですけれども、夜間急患診療所ということで、これにつきましても、急病患者の応急的な診療を行うということで、年中無休で開設している状況でございます。

それから、救急医療対策、これは広域でやっておりますので、現行どおりということになります。

それから、患者輸送車でございますが、市の方は8コースあります。毎週のコースが4コース、隔週が4コースという内容になっております。玉山村の方では12コースあって、各コース週1回というようなことでございます。いわゆる運営形態が異なるというような

状況もございますので、合併時は現行どおりとして、合併後3年を目途に再編するというような方向でございます。

以上の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思えます。

それぞれ違いのあるところもあるわけですが、これを調整していく、合併後という部分もございますが。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にご質問、ご意見ないようでございますので、それでは、協議第39号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第40号 障害者福祉事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、42ページをお願いいたします。

協議第40号でございます。障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、短期入所、ホームヘルプ、デイサービス事業については、同一制度なので現行どおりとする。

2、福祉タクシー助成事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

3、障害者計画については、合併時は現行どおりとし、平成19年度に再編する。

4、身体障害者生活支援事業、手話通訳者設置事業及びリフト付バス運行事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

5、障害者住宅整備資金貸付事業及び母子通園事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

ということでご提案申し上げるものでございます。

それでは、43ページの資料をお願いいたします。

43ページには短期入所事業、それから、44ページはホームヘルプ事業、45ページ、デイサービス事業ということで、いわゆる福祉の3本柱と言われている内容でございますが、

これらについては、基本的には国、県の制度によっている。両市村ともそういったようなことでございますので、現行どおりという方向でございます。

46ページでございますが、福祉タクシー助成事業ということで、これは市の単独事業でございますが、障害者の方々の社会参加ということで、簡単に申しますと、小型タクシーの基本料金相当額の助成券を1人月2枚の割合で発行するというサービスでございますが、これは、合併時に市の例により再編していくという方向でございます。

それから、障害者にやさしい住まいづくりの推進事業ということで、在宅障害者の住宅改造資金の助成でございますが、これは、お手元の方に追加資料ということで渡っていると思いますが、調整方向、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から市の例に統合するという方向でございます。

47ページ、自動車改造等助成事業、これも社会参加の一環ということでございます。

それから、在宅重度障害者介護手当等給付事業ということで、これは、20歳以上の重度障害者の方々を対象に、特別障害者手当を受けている在宅の重度障害者と同居している、常時介護している方を対象に支給しているという内容でございますが、これも調整方向はこのとおりでございます。

それから、移動入浴車の派遣事業ということで、いわゆる訪問入浴サービスと言われているものですが、社会福祉協議会等に委託してやっております。現行どおりという内容でございます。

48ページでございますが、これは市の単独ということですが、在宅障害者の住宅改造の資金貸付でございます。これは、合併翌年度から市の例により再編する方向でございます。

障害者作業所運営助成ということで、補助金でございますが、社会復帰支援、自立支援というようなことでございますが、それぞれ両市村対応しておりますので現行どおり。

手話通訳者設置事業ということで、重度聴覚障害者あるいは言語障害の方が病院等に行く場合に、手話通訳者を派遣しているというサービスでございますが、玉山村の方もサービスが一律というようなことで、合併時に市の例によって再編していくという方向でございます。

身体障害者生活支援事業ということで、これも在宅障害者の方を対象に、ホームヘルプとか、ショートステイのサービスも利用できるような形にしていく。

49ページ、リフト付福祉バス運行事業ということで、これも在宅の方が研修などで出か

けるときにバスを出すというようなサービスでございますが、これも合併時から利用できるような形にしていくということでございます。

母子通園事業ということで、これは、心身に障害がある乳幼児と保護者の方を対象にして市の方でやっているものでございます。通称、わらしっこ教室と呼ばれていますが、現在は市内に住所を有する人が対象となっておりますが、合併翌年度から全域で利用できるような形に再編していくという方向でございます。

以上のような内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 協議第40号の障害者福祉事業について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

それぞれ非常に大切な分野でございますけれども、特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第40号 障害者福祉事業につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第41号 高齢者福祉事業について説明願います。

藤原事務局次長 50ページをお願いいたします。

協議第41号でございます。高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

1、老人クラブ助成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

2、敬老事業の敬老会、長寿祝金については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

3、介護予防・生きがい活動支援通所事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度を基本として再編する。

4、家族介護支援事業の在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

5、在宅介護支援センター事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に基幹型在宅介護支援センターを統合する。

6、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の高齢者教養講座・健康生きがい講座については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合し、スポーツ振興事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。

7、高齢者住宅整備資金貸付事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

以上の内容でございます。

51ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、老人クラブの助成事業でございますが、県補助をベースにしまして、両市村とも加算分の補助基準を設けておりますが、その加算分の基準が異なっているという状況にもございますので、合併翌年度に、平成18年度から市の例により統合するという方向でございます。

それから、敬老事業ということで、まず敬老会でございますが、盛岡市の方は町内会主催で実施しておりますし、玉山村の方は村主催でやっているというようなことで、開催方法、対象が異なっておりますので、これらは基本的には、大事な会でございますので、合併後3年を目途にご相談しながらやっていくという方向でございます。

それから、長寿祝金のお品でございますけれども、対象年齢とか、金額とか、そういったものにも差異があると申しますが、異なっている内容でございます。これらについても、いわゆるお年寄りに対する大事な内容でございますので、合併後3年を目途に再編していくんだという考え方でございます。

それから、52ページ、金婚祝い事業についても同じような考え方で、サービスが低下しないような形で対応していくという内容でございます。

高齢者の入浴事業でございますが、合併時に市の例によって再編するということで、拡充していくという内容でございます。

それから、高齢者等の生活支援事業ということで、移送サービス、寝具類の洗濯乾燥消毒サービス、住宅改修支援事業とか、訪問理美容サービス事業というようなことで、各種それぞれ両市村でお年寄りに対するサービスを行っておりますが、社会福祉協議会と協議が必要なものについては協議しながらやっていきますし、あるいは、そのほかについては、合併翌年度から盛岡市の例によって再編して、サービスを両方に対応できるような形でやっていくという内容でございます。

54ページでございますが、介護予防・生きがい活動ということで、これは、自立可能な方と申しますが、いわゆる介護認定されない方を対象としたサービスというものでござい

ます。まず、ボランティアによる地域介護支援事業、これについては、社会福祉協議会と協議する必要がありますので、そういった方向でございます。

それから、55ページでございますが、生きがい活動支援通所事業ということで、いわゆる虚弱な方で家に閉じこもりの方々を対象に、2週間に1回施設に通ってもらって、入浴とか食事などといったサービスを提供するというような内容でございますが、利用者の負担とか利用回数が異なっている状況がございますので、合併翌年度に市の制度を基本として再編していくという内容でございます。

それから、生活管理指導員派遣事業ということで、これはホームヘルパーの派遣でございますが、利用者負担が異なっております。市の例により統合するという方向でございます。

それから、56ページ、短期入所、ショートステイの方でございますけれども、両市村サービスを提供しておりますが、現行どおりとする。

それから、配食サービスでございますが、市の方は、山岸和敬荘など6事業所に委託しておりますし、玉山村の方では社会福祉協議会に委託している。委託単価も450円と550円といった違いがございます。合併翌年度に市の例により統合していくという方向でございます。

ねたきり高齢者の方々に対する紙おむつの支給についても、市の例によって統合していくという方向でございます。

58ページになりますけれども、在宅介護支援センターということで、それぞれ支援センターを設置いたしましてサービス提供しているわけでございますが、基幹型在宅介護支援センターは統合していくという考え方でございます。

それから、高齢者の生きがいと健康づくり事業ということで、スポーツ振興事業を両市村それぞれ、各種の老人の方々のスポーツ大会とかをやっております。ただ主催が、市の方は各地区の福祉推進協議会が主催する老人スポーツ大会とか、あるいは社会福祉協議会と共催するスポーツの祭典等をやっておりますし、玉山村の方では老人クラブ連合会が主催しているということで異なっている状況もございます。合併時に、ご相談しながら、市の例によって統合して支障のないようにしていくという考え方でございます。

59ページの緊急通報設置事業ということで、24時間体制で、お年寄りが何かあった場合にボタンを押すと通報できるようなことでございますけれども、市では、山岸和敬荘ほか在宅介護支援センターに委託しております。玉山村は安全センターに委託しているという

内容でございますが、合併翌年度に市の例によって統合していくという考え方でございます。

日常生活用具給付事業については、現行どおりという内容でございます。

60ページでございますが、市の単独事業ということで、高齢者住宅整備資金貸付事業でございますけれども、これについては、両市村で利用できるようにということで、合併時から再編していくというようなことでございます。

高齢者にやさしい住まいづくり推進事業についても、同じような内容でございます。

ショートステイ事業委託料ということで、これは玉山村が単独でおやりになっている事業なわけでございますけれども、これは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例によって再編していくということで、サービスに支障のないようにしていく内容でございます。

以上のような内容でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 協議第41号の高齢者福祉事業について説明があったわけですがけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思えます。

それぞれ異なっている部分もございますので、今後また話し合いをさせていただくという部分も含まれてはございますけれども、この件につきまして、特にご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第41号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第42号 児童福祉事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、61ページをお願いいたします。

協議第42号でございます。児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案するものがございます。

児童館・学童保育事業の運営については、現行どおりとするが、保育料については、合併後3年を目途に再編する。

という内容でございます。



42ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、児童館でございますが、これは、ご案内のとおり、放課後などを利用して、子供たちに集団または個別に遊びの指導をするというような施設でございます。施設数、それから専任職員の配置ということであるわけですが、これは現行どおり引き継いで活用していくという考え方でございます。

それから、保育料については、保育料が異なっている状況でございます。ただ、玉山村は平成17年度から有料にするというような考え方にもなっておりますけれども、これについては合併後3年を目途に再編していくという考え方でいく内容でございます。

それから、学童保育ですが、留守家族の児童の放課後の保護と健全育成を図るということでの事業なわけですが、これにつきましても、保育料が異なっております。そういうことで、調整にいろいろ時間がかかりますので、合併後3年を目途に再編するという方向でございます。

それから、児童手当でございます。これは、小学校3年生までの児童を養育している方で、所得が一定未満の方を対象に支給するものでございますので、ちょっと細くなるように申しわけありませんが、手当の月額、第1子から第2子までは5,000円、第3子以降が1万円という手当の内容でございますが、これについては、国の基準どおりということで両市村同じですので、現行どおりという内容でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 協議第42号児童福祉事業について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

この件につきましては特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第42号につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございました。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第43号 保育事業について、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、64ページをお願いいたします。

協議第43号 保育事業の取扱いでございますが、次のとおり提案するという内容ござ

います。

1、保育料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。

2、障害児保育、乳児保育及び子育て支援センター事業については、現行どおりとする。

という内容でございます。

65ページの資料をお願いいたします。

保育所数・定員でございますが、市は公立が18施設、1,545人、私立の方ですが、市は24施設、2,395人、玉山村は5施設、315人ということで、現行どおりということでございます。

それから、保育料、それぞれ3歳未満、3歳、4歳以上ということで、これは、最低と最高を数字で表したものでございまして、例えばゼロから4万8,900円の間には、いろいろな所得段階に応じて保育料の決め方がありますので、単純にいきますと市の方が安いのではないかと誤解される方もございましょうが、それぞれ所得段階によって違いますので、どちらがどうのというようなことはちょっと一概には言えないわけでございますが、保育料が異なっているという状況にもございます。それから、軽減率もそれぞれ異なっているという内容でございます。これは、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編するという内容でございます。

参考までに、昭和55年度の決算ベースで軽減率を申し上げますと、市は国の徴収基準の24.37%となっておりますし、玉山村は29.80%ということで軽減率が大きくなっております。そういう状況でございます。

それから、66ページでございますが、乳児保育、いわゆるゼロ歳児保育のことでございますけれども、これについてはそれぞれやっているわけでございますが、定員とか内容が異なっているという状況がございまして、現行どおりやっていくと。

それから、子育て支援センター事業ということで、これは拠点施設を中心に、電話相談、あるいは来所相談、訪問相談などによってお母さん方の子育て相談等に対するの助言とか指導とかをやっている事業でございますけれども、それぞれ対応しておりますが、内容が異なっているということもございまして、サービス低下しないように、現行どおりとするということでご提案させていただくものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 協議第43号の保育事業について説明があったわけですが、この件につ

きまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思ひます。

それぞれ異なる部分もござひますけれども、それぞれ5年を目途ということですから、5年以内ということでは保育料等については再編していくという部分もあひます。

特にござひませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第43号の保育事業につきましては、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第44号 健康づくり事業について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 それでは、67ページを願ひいたします。

協議第44号 健康づくり事業の取扱いについてござひます。次のとおり提案するものでござひます。

1、健康づくり推進計画については、玉山村の計画の見直し時期に合わせ、平成19年度に再編する。

2、健康づくり推進協議会活動事業、保健推進員協議会活動事業、食生活改善推進員養成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。という内容でござひます。

68ページの資料を願ひいたします。

この健康づくり事業でござひますが、住民の方々の健康づくりの推進を図るため、両市村とも工夫しながらやっているわけござひまして、健康づくりの推進計画の策定、あるいは健康づくり推進協議会ということで、保健所とか医師会、関係機関と連携しながら健康づくり推進を図っている事業、それから、保健推進員協議会事業ということで、地域ぐるみで健康づくりを推進するための保健推進員という制度を活用しながらやっていく事業、それから、食生活の改善によりまして住民の方々の健康推進を図る、そういう推進する地域リーダーを養成する事業というものはそれぞれやっているわけござひます。これらについて、合併翌年度、いわゆる平成18年度から市の例によって一元化していく、健康づくりに取り組んでいくという方向でござひます。

どうぞよろしく願ひします。

谷藤会長 協議第44号の健康づくり事業について説明がありました、この件につきま

して、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

特にございませんか。それぞれ玉山村の計画にあわせていくという部分もありますし、盛岡市の例にあわせて再編していく、それぞれの特色を生かしていくということになるかどうかと思います。

特にないようでございますので、協議第44号につきましては、原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

それでは、ここで昼食のため午後1時まで休憩させていただきたいと思います。

[ 休 憩 ]

谷藤会長 再開いたします。

それでは、協議第45号 ごみ・し尿処理事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の69ページをお願いいたします。

協議第45号でございます。ごみ・し尿処理事業の取扱いについて、次のとおりご提案申し上げます。

- 1、ごみの処理施設、分別及び収集については、現行どおりとする。
- 2、生ごみ処理機購入補助については、玉山村域の補助は、実績等を勘案しながら5年を限度に継続する。
- 3、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設及びし尿の収集体制は現行どおりとする。

以上の内容でございます。

それでは、70ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、ごみ収集処理につきましては、盛岡市の方は、旧盛岡市域は単独処理をしておりますし、都南地域の場合は、盛岡・紫波地区環境処理施設組合ということで共同処理をしております。玉山村の方は、岩手町等と岩手・玉山環境組合ということで、やはり共同処理をしている。それから、最終処分場については、市の方でもお世話になっているという状況がございます。そういうことで、広域的に共同処理をしているということで、現行どおりという内容でございます。

71ページの分別についても、それぞれ広域の組合員のルールによって分別収集しているという状況でございます。

72ページも同様の内容でございます。72ページ、73ページ、そのような見方でお願いいたします。

74ページ、生ごみ処理機購入でございますが、市の方では平成15年度に廃止、玉山村の方では補助制度がございます。それで、玉山村域の補助は、実績等を勘案しながら、最長で5年までという考え方で、そういった限度で継続するという考え方でございます。

それから、し尿及び浄化槽汚泥でございますが、これについても、盛岡市域の方は盛岡地区衛生処理組合ということで滝沢村と共同処理しておりますし、都南地区の方は矢巾町、紫波町と、紫波、稗貫衛生処理組合で共同処理をしている。玉山村は、北岩手環境衛生処理センターで処理をしているということで、いずれも広域処理をしておりますので、現行どおりという内容でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ごみ・し尿処理事業について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見あればいただきたいと思えます。

それぞれ広域の形の部分がこの分野では多いわけでございますけれども、それぞれの立場もございますのでそれを存続していくと。

生ごみ処理機については5年を限度に継続するというようなことでございます。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第45号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第46号 環境対策事業について説明願います。

藤原事務局次長 75ページをお願いいたします。

協議第46号 環境対策事業についてでございますが、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

1、公害対策の水質汚濁防止、騒音対策、大気汚染、悪臭対策及び土壌汚染については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。

2、不法投棄対策については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例に

より再編する。

3、地球環境対策については、環境基本計画は、合併時に盛岡市の計画を適用する。地球温暖化防止実行計画は、合併時に盛岡市の計画に統一する。グリーン購入調達方針は、合併時に盛岡市の調達方針を適用する。環境マネジメントシステムは、合併後、玉山村の庁舎にも速やかにI E Sを導入する。新エネルギー導入促進は、合併時に盛岡市のビジョンを適用する。

4、自然環境及び歴史的環境の保全制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編する。

という内容でご提案申し上げます。

76ページの資料をお願いいたします。

公害対策の関係は、水質汚濁防止、騒音対策、大気汚染、それから、77ページに行きまして、悪臭対策、土壌汚染ということで、それぞれの法律によって事務を進めているわけですが、盛岡市の方は、それぞれの法律によりまして、政令市ということで事務を県の方から移譲を受けておりますので、市の事務としてやっているという状況でございます。そういうことで、玉山村の方の今現在県でやっている事務については、一括して市の方でやるというような内容になります。よろしくをお願いいたします。

それから、不法投棄対策でございますが、郵便局との連携で通報制度を両市村でやっておりますが、それに加えて、盛岡市では廃棄物不法投棄監視員制度というものを設けて、市域の周辺部、山間部についての不法投棄が目立っておりますので、監視と申しますか、通報制度を設けております。

それから、地球環境対策でございますが、環境基本計画が市の方でございますけれども、それを合併時には市の計画を玉山村にも適用しながら、温暖化防止に取り組んでいくという内容でございます。

それから、地球温暖化防止実行計画ということでそれぞれ取り組んでおりますが、市の方、盛岡市役所エコオフィス行動計画という計画をつくっております。例えば、昼休みの庁舎の電気の消灯とか、コピー用紙の再生紙利用といったような、あるいは電気、水道の使用料の節減をなるべく図るとか、全庁的な取り組みをしております。

それから、グリーン購入調達方針ということで、いわゆるリサイクル製品をなるべく使おう、あるいは再利用可能な製品を使おうということで、これも全庁的な取り組みを行っております。

環境マネジメントシステムということで、I E S（いわて環境マネジメントシステム・スタンダード）を平成17年度に市では認証取得を予定している。簡単に申しますと、岩手版の環境I S O 14100というような内容でございまして、環境を守るための世界的な取り決めというものがI S Oになるわけでございますが、その岩手版というような制度でございます。市では平成17年度を取得目標にいたしまして、市の庁舎とか施設を対象にしてそういった仕組みづくりをやっていこう、そして実際に取り組んでいくということでございますので、玉山村についても、庁舎にそういった制度を導入していきたいという考え方でございます。よろしく申し上げます。

78ページでございますけれども、自然環境及び歴史的環境の保全制度ということで、これは、条例に基づきまして、自然環境の保全あるいは歴史的な環境ということで、保存建造物の指定をして適正に管理するという取り組みをしております。これにつきましては、合併後、玉山村の地域についても、まず総合調査を実施しながら、身近な自然とか歴史的な環境を保全していく、そういう取り組みをやっていこうという内容でのご提案でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 協議第46号の環境対策事業について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思えます。

特にございませんか。

（「なし」の声あり）

谷藤会長 それでは、協議第46号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第47号 農業関係事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、79ページをお願いいたします。

協議第47号 農業関係事業でございますが、この取扱いにつきましては、次のとおりご提案するものでございます。

1、農業振興対策協議会等については、農業振興対策協議会は、合併時に盛岡市の例により統合するものとし、農事連絡員、産業推進員は、合併翌年度に農政推進員に再編す

る。

2、中山間地域等直接支払い制度については、現行どおりとする。

3、米生産調整については、生産調整方法は現行どおりとし、産地対策交付金は、次期対策期間から制度の統一を図るものとする。

4、農業制度資金利子補給事業については、国・県の基準により実施しているものは現行どおりとする。

5、農業振興助成制度については、青果物価格安定対策は、現行どおりとする。水田営農特別対策は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。農業用廃プラスチック対策は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。りんごわい化栽培促進及び農作物病虫害防除については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

6、農業振興団体については、農業青年クラブ、農業改良推進協議会は、合併時に盛岡市の例により統合する。

7、農業経営改善支援センターについては、マネージャーは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編する。

8、土地改良事業負担金については、現行どおりとする。

9、土地改良事業補助金については、土地改良施設維持管理適正化事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

10、土地改良施設維持管理については、施設管理補助金は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。営農飲雑用水施設及び農業用排水路の維持管理は、現行どおりとする。農道の維持管理は、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に担当部署の見直しを行うものとする。

11、農地等の災害復旧については、国庫補助災害は、合併時に受益者負担条例を玉山村の例により再編するものとする。

という内容の提案でございます。

それでは、80ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、農業振興対策協議会等でございますが、まず任命でございますが、この協議会委員、盛岡市15名、玉山村16名ということでございますし、そのほか、農事連絡員、玉山村は作業推進員、転作確認補助員と生産調整推進員ということでそれぞれ委員を任命している。任期についても、それぞれ異なっている。



業務内容については、この協議会委員、いわゆる農業推進に関する事項につき調査審議ということもありますし、農事連絡員については、連絡事項の伝達とか転作の現地案内というようなこともあります。それぞれここに書かれている内容の業務内容になっておりまして、異なっているという状況になります。そういうことで、については盛岡市の例により統合しますし、については農政推進員に再編する。この意味は、農事連絡員と作業推進員のそれぞれの制度を統一して、農政推進員に再編するという考え方でございます。それから、転作の現地案内等を担当する者については、それぞれ現行どおりという内容でございます。

81ページでございますが、中山間地域の直接支払い制度、対象地区数、交付基準、交付額とありますけれども、現行どおりということになります。

それから、米の生産調整でございますけれども、生産調整方法、いずれも一律配分という方法でございますので、現行どおり。

それから、産地づくり対策交付金ということで、補助制度、交付金制度がありますが、平成18年度までの期間でございます。補助金額が異なっているということで、次期対策期間が平成19年度からスタートするわけでございますが、制度の統一を図っていくという考え方でございます。

82ページ、農業制度資金利子補給事業ということで、では農業の近代化資金の利子補給等がございましてけれども、補助率とも両市村同じということで、現行どおり。

それから、83ページでございましてけれども、被害農業者経営資金利子補給についても、利子補給が同じでございまして、現行どおりということでございます。

それから、農業災害対策資金利子補給についても補助率が同じでございましてけれども、既存貸付分については現行の制度で利子補給を行いますが、新たな災害が発生した場合には市の制度で対応するというような考え方になります。

84ページでございまして、農業振興助成制度ということで、担い手支援については現行どおり。ここで、平成17年度見直し予定ということで、盛岡市、玉山村ともそういう予定になっているわけでございますが、ここに書かれている表については、平成16年度現在の内容で統一しております。そういうことで、現在、来年度の予算要求というような関係もございまして、両市村とも行財政構造改革の一環で取り組んでいるという状況がありますので、制度そのものは存続することになりますけれども、平成17年度に見直し予定と表示させていただいているものでございます。

水稲についても、補助内容が異なるということで、ここに書かれているような調整内容。

それから、野菜についても、それぞれ盛岡市は市農協と岩手中央農協の管内で協議会をつくっておりますし、玉山村は新岩手農協管内で協議会をつくって価格安定事業を実施しているという状況もございますので、現行どおりというような内容でございます。

85ページにつきましても、畜産物の物価安定基金とか、あるいは農業用廃プラスチック対策事業とか、農作物の有害鳥獣対策事業ということでそれぞれやっているわけですが、合併時は現行どおりとして、合併後に市の例により再編するとか、ここに書かれているような内容での調整方向ということでご提案申し上げるものでございます。

86ページに参りますと、果樹についても、リンゴのわい化栽培促進事業ということで補助制度がございます。これについては、市の例によって再編していくんだと。それから、病害虫の防除事業についても市の例により再編していくというようなこと。

それから、農業振興団体ということで、農業まつりの実行委員会がございますが、市の例によって統一して開催していくということがございます。

それから、農業青年クラブでございますけれども、市の例によって統合するというようなことでございます。

87ページ、農業経営改善支援センターということで、いわゆる認定農業者の方に対する育成支援というような役割がマネージャーの方々にはあるわけですが、玉山村の方ではこういう制度をやっているということでございます。合併時は現行どおりとして、合併翌年度に玉山村の例によって再編する、市にもマネージャーを設置するという考え方になります。

土地改良事業負担金、これは国営事業の負担金とか、88ページに行くと県営事業負担金、連合会負担金といったものがありますけれども、これについては、期間中は債権債務の関係がありますので、現行どおりという考え方の方向でございます。

90ページの事業償還金ということで、それぞれ償還補助金がありますが、これも現行どおりとずっと来ます。

91ページの団体営事業補助金、土地改良施設維持管理適正化事業補助金というものも両市村であるわけですが、負担率が異なっている。負担率に差があります。これは、合併翌年度に盛岡市の例により統合していくという考え方になります。

92ページでございますけれども、施設管理補助金ということで、市の方は、農業用排水

路等整備事業補助金ということで、農業者の方々とか土地改良区の方にそういう助成制度を設けております。これについては、合併時は現行どおりとなりますが、翌年度から盛岡市の例によって再編するということで、全域で利用できるような形になるというものでございます。

それから、災害復旧でございますが、国庫補助災害とか、小規模災害とか、それぞれの対応がありますけれども、玉山村の場合は、受益者分担金条例でやっているということになりますので、国庫補助災害に係る受益者分担金条例は、合併時に玉山村の例によって再編していくという内容でのご提案でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第47号の農業関係事業についての説明がありましたけれども、この件につきまして、皆さんからご質問、ご意見がございますればいただきたいと思いません。

福田委員 玉山村の福田でございます。

ただいまご説明いただきました中で、区分の農業振興助成制度の関係で伺います。

先ほどご説明いただいたわけでございますが、それぞれの中について平成17年度の見直し予定というものがずっとあるわけでございますが、このことについては、盛岡市あるいは玉山村でも、行革絡みでの見直しというようなことが言われたわけでございます。この見直しということになれば、当然、この現行どおりというものは平成17年度の予算の中で出てくるわけでございますが、そういう面で、果たしてこれが減額となるのか、増額となるのか、その辺の見通し等についてお話いただければと思います。

喜多産業部会長 産業部会の盛岡市の産業部長の喜多でございます。

現在、予算編成中でありまして、まだその予算編成についての額が確定しておらない状況でございます。したがって、このそれぞれの額の見通しについては、この額が確定するまでの間は見直しはまだ、確定的にはお話し申し上げられないわけでありまして、いずれ総額として大変厳しい財政状況の中で、制度としては存続させていきたいと思っておるわけでございますが、額については全体の中で調整するというので、今のところはまだ額が確定しておらない状況でございますので、ご理解いただきたいと思いません。

福田委員 行革の中でも、この制度の中身についてはなくさないようにという言葉をお願いいたしますが、そのとおり理解してよろしゅうございますか。

喜多産業部会長 いずれ予算査定中でございますので、産業部門とすればそのようにお

願ひして、ぜひ基幹産業である農業、雇用の確保、安心・安全な食料確保ということについて願ひしてまいりたいと思っております。

以上であります。

福田委員 いずれにいたしましても、この農業関係においても、そういう制度を生かしながら農家の方も懸命な努力をしながら農業にいそしんでいるわけでございますので、ひとつ何とか、今お互いに行革ということで厳しい状況下にあると思っておりますが、ぜひとも意を酌んでいただきまして、これを減ずることなくひとつ実行していただきたいと思ひます。

以上でございます。

谷藤会長 今、予算編成中、そしてまた、このそれぞれの事業を存続させていくというような中ではございますが、いずれ農業振興というのは大切な分野でございますので、今後ともそういうところに意を用いて対応していく必要があると思っております。

ほかにございませんでしょうか。

嵯峨委員 玉山村の嵯峨です。よろしく願ひします。

農業の関係につきましては一通り目を通してみますと、大変な分野に行き渡った取り上げをしていただいておりますと思ひまして、感謝申し上げます。

であります、いろいろと項目は多いわけでございますが、まず、私からは、基盤の整備がまだおこなわれている、なされておらないということから取り上げて、ご質問あるいはお願ひ申し上げるものでございます。率直に申し上げます、今現在までに基盤整備というものが終わっておるべきであったわけでございますけれども、いろいろなことからいたしまして、玉山村の分につきまして特に遅れておるのではないかとと思ひます。そう申しているのは、いわゆる土地改良区絡みのものでございますが、盛岡市には、鹿妻穴堰土地改良区は4,800、まあ5,000ヘクタールなわけでございますし、都南土地改良区は小さいわけで300幾らですか、いずれ小さいわけです。いずれにいたしましても、第2次あるいは3次的な基盤整備がなされ、鹿妻につきましてもほとんど終わっておるのではないかと。あの結果を私見ておるわけですが、国営の事業で、すばらしい基盤整備がなされております。

玉山村の分につきましては、そういう二次的なというのは、戦後復興からいたしまして、岩洞湖を築造され、引水をされた改善事業、その後の基盤整備、改良がなされておらない部分がほとんどなわけでございます。その間、維持管理的な工事とか、そういうものは終わっております。そこで、償還金とか、工事補助金とか、そういったものは見えるわ

けですが、どこかに載っておるのかどうかお伺いしたいと思います。今後においても、この基盤整備なるものは進めることだよというような文言でどこかに載っておるのかどうか。載っておらないとすれば、やはりこれを載せていただかないと、合併後にそういう話を持ち出しても何だなと思って、今立ち上がったわけでございます。その辺につきましてはどこかに載っているのかなと、お伺いいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、盛岡市につきましてはもう既にそういうことが、いわゆる今であれば田面の1町歩区画が適当だということにもなっておりますが、基盤整備、いわゆるそういうものの関係が、どこでそういうものが出てくるのか。来るとすればよろしいわけですが、その辺のところをお伺いをお願いをいたしたいと思います。

喜多産業部会長 現在、国でも農業の担い手、その中で団地化を進め、あるいは機械銀行等による効率的な農作業を進めるというようなことで方針を立てまして、盛岡市としましては、玉山村も含めながら、その中で多様な担い手を育成していく必要があると認識いたしておるわけでありませう。

今回のこの中では、それぞれの今までの事業の水準をどう調整していくかということで方針を今ご説明申し上げたわけでありませうが、今お話のことにつきましては、そういう非常に重要な役割を担っているということで、今後におきましては、新市建設計画の中で、この次にご説明することになるかと思ひますが、合併の建設計画の中にも取り上げておりますし、また、お諮りするわけでありませうが、豊かで活力ある町をつくる産業の振興の中の農林業の振興の中にいろいろあるわけでありませうが、大事なことでありますので、そうしたことに触れまして、その振興に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

谷藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、協議第47号の農業関係事業につきましては、原案のとおり承認していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第48号 畜産・林業関係事業について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 それでは、94ページをお願いいたします。

協議第48号 畜産・林業関係事業の取扱いについて、次のとおり提案申し上げます。

1、畜産振興団体に対する補助については、家畜導入事業補助、畜産共進会輸送費補助及び短角牛生産対策事業補助は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編し、その他の補助は現行どおりとする。

2、市村営牧野の運営については、村営牧野運営委員会は、合併時に盛岡市の牧野を含めた委員会に再編する。放牧料は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。

3、内水面漁業については、現行どおりとする。

4、林業振興助成制度については、造林事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。作業道開設は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。森林整備交付金は、現行どおりとする。

5、分収林は、現行どおりとする。

6、森林林業振興団体補助は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。

7、市村有林の管理については、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。

という内容でのご提案です。

95ページの資料をお願いいたします。

畜産振興団体補助、牛の関係でございますが、いわて中央畜産共進会負担金、玉山村の方は盛岡北部畜産共進会実行委員会負担金ということで負担しておりますけれども、そういったようなことで、それぞれの取り組み、いわゆる畜産振興団体補助についてはそれぞれ補助をしておりますし、導入事業については異なっている部分もあるという状況もございます。ただ、基幹産業の部分でございますので、現行どおりということで対応していくという内容でございます。

96ページにつきましても、現行どおり。

それから、家畜導入事業補助金、これは玉山村がやっておりますけれども、合併翌年度に玉山村の例によって再編していくという内容でございます。

97ページの牛馬の関係でございますけれども、これの補助金について、交付先、盛岡市が農協でございますし、玉山村の方は新岩手農協という関係で補助している。ただ、内容

も補助内容も異なっておりますけれども、現行どおりとすると。

それから、畜産共進会輸送費補助金については、玉山村だけが実施しているということなので、合併翌年度は玉山村の例によって再編していくんだという内容でございます。

98ページも、この資料の内容のとおりでございます。

98、99ページ、お目通しいただければと思います。

100ページでございますけれども、市村営の牧野運営の関係でございますが、これは、牧野の放牧関係の業務ということですが、盛岡市は区界と岩神の牧野がございまして、春から秋までの肉用牛の放牧だけをしておりますが、玉山村の方は、山谷川目牧野、姫神実験牧場、高木牧場、大沼牧場というそれぞれ村営の牧野がございまして、それで、肉用牛とか、乳用牛の放牧、あるいは牧草地の確保というような事業をやっておりますし、冬季間も牛を預かって運営しているというようなこともございます。牧野収入、放牧料収入ということで市は265万円でございますが、玉山村は587万円というような収入もあるわけでございます。合併時は現行どおりとして、平成19年度を目途に再編していくという内容でございます。

それから、内水面漁業ということで、それぞれ雫石川、築川、あるいは岩洞湖ということで漁業協同組合があるわけでございますが、これは現行どおりという調整方向でございます。

102ページでございますが、林業振興助成事業ということで、いわゆる民有林に対する助成制度ということでございまして、造林事業、作業道の開設の補助、あるいは森林整備交付金ということでの補助制度がございまして、森林交付の関係の補助金は、国の関係の補助金でございますので現行どおりということになりますけれども、造林、作業道については市の制度に統合していくというような内容でございます。

それから、分収林の関係でございますが、ご案内のとおり、国有林の分収林という関係でございまして、分収割合は、国が3割、市村は7割というようなことだと思いますけれども、これについては、分収林は契約によって存続するわけでございますので、現行どおりとなるわけでございます。

それから、森林・林業振興団体補助ということで、森林愛護少年団の活動事業、緑の羽根の基金で補助している内容だと思いますけれども、これも平成19年度を目途に再編していく。

それから、市村有林の管理ということで、それぞれの市村有林を森林組合等に委託し

て、施業管理とかをやっているわけでございます。巡視員制度がありまして、山火事防止とか、そういったことも両市村でやっているわけでございますが、監視体制の見直しも必要になっております。平成19年度を目途に再編するという内容でのご提案でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

谷藤会長 協議第48号の畜産・林業関係事業について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。

特にございせんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようございすので、協議第48号については、原案のとおり承認することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議第49号 商工観光関係事業について、事務局から説明願ひます。

藤原事務局次長 104ページをお願いいたします。

協議第49号でございます。商工観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案するものでございす。

- 1、商工会議所、商工会への補助金については、盛岡市の例により予算要望内容を精査し、補助額を決定する。
- 2、TMO(中心市街地の活性化のための推進機関)に対する支援については、現行どおりとする。
- 3、中小企業振興資金の融資については、資金の種類、限度額及び返済期間は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。保証料補給及び利子補給は、合併年度及びこれに続く5年度は現行どおりとし、その後、盛岡市の例により統合する。
- 4、企業誘致奨励制度については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 5、観光イベントについては、現行どおりとする。
- 6、観光協会及び特産品開発については、合併時に統合する方向で、関係団体と協議する。
- 7、玉山村の物産展については、「盛岡市の物産と観光展」と「盛岡市産業まつり」に



統合する。

8、広域観光団体に対する負担金については、合併時に一本化する。

9、市村の観光施設については、現行どおりとする。

という内容でのご提案です。

105ページの資料をお願いいたします。

まず、商工会議所、商工会への補助金ということでございますが、実際の補助金の額の算定に係る公平化ということが課題になるわけでございますが、これは、盛岡市の例により予算要望内容を精査して補助額を決定して補助していくという考え方になるものでございます。

それから、TMOの支援でございますけれども、これは現行どおりという内容でございます。

106ページでございますけれども、中小企業振興資金の融資ということで、いわゆる中小企業経営改善のための融資でございます。盛岡市の場合は、商工振興資金、それから、107ページの方の組合等振興資金というような制度がございます。商工振興資金につきましては、対象は中小企業者の方や新たに事業を営む方が対象になります。申し込みは、岩手銀行、東北銀行、北銀、盛岡信用金庫が窓口になっております。玉山村の方もこのような限度額、融資期間、利子、それから預託先が岩手銀行というような内容でございますが、考え方としては、利用される方が利用しやすい制度でやっていく、そういう統合の仕方で調整を考えてございます。ここに書かれているとおりの内容でございます。

それから、107ページの組合等の振興資金ということで、これは事業共同組合や商店街の振興組合などを対象にした貸付内容でございます。申し込みは商工中金の盛岡支店という内容でございます。

108ページでございますけれども、企業誘致奨励制度ということでございまして、これは、両市村共通して、固定資産税の相当額の補助、いわゆる免除措置と申しますが、そういったことを実施しているわけですが、これに加えまして、市では雇用奨励金というものを交付しております。雇用の確保の場を図りながら企業誘致に努力しているというような内容でございます。制度内容の違いはございますけれども、市の例によって統合していくという考え方でございます。

109ページのイベントの関係でございます。チャグチャグ馬コとか、姫神山の山開きとか、いわゆる観光イベント、四季折々のいろいろな観光イベントが両市村でありますけれども、

ども、基本的には、類似イベントは整理統合するということにはなりますが、地域性のあるイベントについて継続実施していく。それによって、これらを有機的に結びつけながら、観光宣伝あるいは観光客の誘致を図っていくという考え方になりますので、現行どおりという調整方向でございます。

110ページ、111ページ、112ページ、113ページと、さまざまなイベントがございますので、お目通しいただければと思います。

114ページでございますけれども、観光協会。盛岡市は財団法人の盛岡観光コンベンション協会、玉山村の方は玉山村観光協会ということでそれぞれありますが、合併時に統合の方向で2団体が協議していくという方向でございます。

特産品開発についても、そのとおりでございます。

物産展でございますが、物産の販路拡大とか観光宣伝の観点から盛岡市の物産と観光展を開催しております。横浜高島屋を会場にしております。玉山村は東京で物産展をやっておりますけれども、効果的に、しかももう少し充実しながらということで、統合してやっていくという方向でございます。

116ページでございますけれども、広域観光団体ということで、岩手県観光協会、八幡平国立公園協会、外山早坂県立公園協会等々あるわけでございますが、いずれも広域団体ということで両市村加入しております。そういうことで、負担金の関係については合併時に一本化されるという考え方になります。

118ページをお願いいたします。市村有観光施設でございますが、プラザおでつてに、盛岡市は盛岡市観光文化交流センター、それから、もりおか啄木・賢治青春館などがございますし、玉山村は、ユートランド姫神、いわゆる玉山村総合交流ターミナル施設がございます。それぞれ両市村が有している観光施設の管理運営などについては、引き続き現行どおりということで、継続しながら活用していくという方向での現行どおりという内容でございます。118ページ、119ページをごらんいただければと思います。120ページにも山車資料館がございますが、よろしくをお願いいたします。

以上のような内容での調整内容でございます。よろしく申し上げます。

谷藤会長 協議第49号の商工観光関係事業につきまして説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

嵯峨委員 今の盛岡市の啄木、賢治の関係に関連して、玉山村には啄木記念館があるわけです。これは財団法人ということで、どこでもそうだよというデータのようにございま

すが、来館者がどんどん減ってきている現実にあります。そうなりますと、やはり運営が大変厳しくなってきたということでありまして、もりおか啄木・賢治青春館というものの、あるいは盛岡市には記念館は市の単独のものがかなりと言っては何ですが よく承知しておりませんからかなりと申しますが、そういうことで、これは私からのお願いでございますが、ぜひ石川啄木記念館は、今度は盛岡市の石川啄木記念館になるわけですので、名実ともに盛岡市が運営者になってもらって、盛岡市の啄木記念館ということで運営されるならば、ますます啄木の顕彰もさることながら、観光来訪者等の増につながるのではないかと。よって、啄木の顕彰、そして地域の発展につながるものであらうと思うわけでございます。そういうことがどこかに文言として、はっきりと言わなくても、何かそれにつながるものが入れられないものかなとお願い申し上げるところでございます。もし、ご答弁がいただけるのであれば、会長さんから一言お願いいたしたいと思っております。

谷藤会長 いずれ、財団法人という形で運営されてきている施設でございますので、その辺につきまして、詳細をまだ私も把握しておりませんが、いずれ盛岡市と一体となった場合には、さまざまな形で観光の大きな目玉になっていくだろうとも思いますので、いろいろ内部を精査させていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。

佐藤委員 玉山村の佐藤でございます。

商工会の補助金の予算ですが、精査しながら検討すると載っておりますが、しかし、仮に平成18年1月10日に合併されますと、その時点でもう既に予算編成に入るわけでございますね。したがって、その時点でどうした検討をされるものか、あるいはこっちの方で、商工会の方で予算要望するのにどうすればいいのか、この辺を伺いたいです。よろしくお願ひしたいんですが。

喜多産業部会長 経過的な措置ではありますが、合併が決まるとなると、その期日が1月10日ということではありますが、新市としての予算編成ということの兼ね合いの中で、ほかのいろいろな団体もそうかと思っておりますけれども、その辺についてどのように持っていったらいいかは、全庁的に統一してお話を申し上げた方がいいかと思っております。いずれ事業内容については、ぜひご検討いただいて、それを見せていただきながら、その前にもいろいろお打ち合わせをして、商工業が移行とともにスムーズに振興できるような体制をとってまいりたいと思っておりますので、その時点でまたお話し申し上げたいと思っております。よろしいでし

ようか。

佐藤委員 観光方面のイベント関係でございますが、うちには、ご存じのように外山節の大会がございます。したがって、そうしたイベントが、これを見ますと全然載っておりません。玉山村にすれば、今まで大事な事業でございました。観光イベントでございました。したがって、それを載せるつもりはございますか。ないでしょうか、あるでしょうか。この辺はいかがでしょうか。

沼田事務局次長 イベント関係につきましては、実は、今現在載っておる分につきましては、平成17年度以降の事業予定、要するに行革プログラムをにらんだ関係で、今おっしゃられた部分については載っていない部分もございます。ただ、今調整の段階では、いずれ地域性のあるイベントについては現行どおりということですので、これらについては、再度掲載するようにしたいと思っております。

以上でございます。

谷藤会長 よろしいでしょうか。

できるだけ、そういう長い間地域の方々に親しまれた、そしてまた全国に発信してきた分野でもございますので、その辺、今はこれに載せてございませぬけれども、その地域の発展に寄与するものという意味合いから、これに載せていくような方向というんでしょうか、取り組んでいくというようなことで考えさせていただきたいと思います。

ほかにございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、協議第49号 商工観光関係事業につきましては、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第50号 市村立学校設置・学校給食事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 121ページをお願いいたします。

協議第50号 市村立学校設置・学校給食事業についてということで、次のとおりご提案申し上げるものでございます。

1、村立の幼稚園、小学校及び中学校については、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。

2、スクールバスについては、現行どおりとする。

3、学校給食については、現行どおりとする。ただし、給食センター運営委員会の委員報酬は、合併時に盛岡市の例により統合する。

という内容でのご提案です。

122ページの資料をお願いいたします。

公立幼稚園の施設については、盛岡市3園、玉山村1園。これは定員についても175人と90人。職員数10人と6人。送迎については、玉山村がスクールバスをお使いになっているというような内容になっておりまして、これは、市村立幼稚園、市の方に引き継ぐという内容でございます。

123ページも同じような考え方ということになるわけですが、公立小学校。盛岡市38校、玉山村9校。市村職員数が162人と8人。スクールバスとございますけれども、そういう状況でございます。

124ページでございますが、小学校の方の給食でございますけれども、盛岡市の方は単独と申しますか、各学校の自校調理場という方式、自校方式でございますし、都南村域は共同調理場方式。玉山村は共同調理場方式で統一しているというような内容でございます。現行どおりという調整方向でございます。給食センター運営委員会の委員報酬は、合併時に市の例により統合していくという考え方でございます。

それから、125ページ、公立中学校。学校数、20校と4校。それから、市村職員数、33人と4人。スクールバスは両市村とも運行しているというような状況でございます。

それから、126ページでございますが、中学校の給食でございますが、市ではミルク給食が中心。小学校併設の中学校は完全給食もやっております。それから、都南地区は完全給食をやっております。玉山村は完全給食というようなことでございますので、現行どおりという内容でございます。

以上の内容でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 協議第50号の市村立学校設置・学校給食事業について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

この件につきましてはよろしいでしょうか。何か……。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第50号でございますけれども、原案のとおり承認することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第51号 学校教育事業について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 127ページをお願いいたします。

協議第51号 学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案申し上げるものでございます。

- 1、障害別特殊学級については、現行どおりとする。
- 2、国際理解教育事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。
- 3、就園奨励補助事業及び就学奨励補助事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の制度に統合する。
- 4、私学援助事業については、現行どおりとする。
- 5、教育相談事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- 6、教育研究所については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- 7、情報教育推進事業(コンピュータ教室、校内LAN)については、合併後に盛岡市の例により統合する。

という内容での提案でございます。

128ページの資料をごらんいただきたいと思います。

障害別特殊学級の実施校、実施内容、いずれもこの表のとおりでございます。現行どおりという内容でやっていく内容でございます。

それから、国際理解教育事業ということで、いわゆる英語指導助手の関係でございますけれども、これについては、合併後3年を目途に市の例によって統合していくと。玉山村の方の英語指導助手、平成17年から19年度までの3年間という内容でございますので、こういった調整方向でございます。

それから、就園奨励補助事業については、市は国の基準によって補助しております。ということで、合併翌年度から市の制度によって統合していくということでございます。

129ページ、就学奨励補助事業。いわゆる生活保護世帯の方とか、世帯収入が低い世帯の方に対する援助制度というような内容でございますけれども、これも、合併翌年度から

市の制度に統合していくという内容でございます。

私学援助事業。市の方に制度がございますので、現行どおりという内容でございます。

130ページ、教育相談事業ということで両市村やっているわけでございますけれども、合併時市の例によって統合していくという内容。

教育研究所もそういった方向でございます。

それから、131ページの情報教育の関係でございますが、コンピュータ教室の整備については、市の方はあと3校残っておりますので、平成16年度中に整備していきます。玉山村の方は整備済みという方向でございます。

事業内容、校内LANのいわゆるコンピューターの回線の関係でございますが、平成17年、18年、これは予定でございますけれども、こういった予定にしております。市の例によって統合していくという内容でございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

谷藤会長 協議第51号の学校教育事業について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

これにつきましては特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないということでございますので、協議第51号については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、協議第52号 情報公開制度について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 水準調整の最後の項目でございます。

協議第52号 情報公開制度の取扱いでございますが、次のとおりご提案申し上げます。

1、文書管理については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。財務会計システムについては、他の電算システムと合わせて統合の方法、時期等を調整する。

2、情報公開条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

3、個人情報保護条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

という提案内容でございます。

133ページの資料をお願いいたします。

情報公開制度。これは両市村とも行政の透明性の確保、あるいは行政情報の公開、開かれた行政を目指して取り組んでいるところでございまして、文書管理については、それぞれ文書規程を設けまして管理している。

情報公開条例。それぞれ条例を設けましてやっているわけですが、開示請求者、盛岡市は何人も請求できるということでやっておりますし、玉山村の場合は、基本的には村内に住んでいる方、あるいは通勤通学している方というようなことを開示対象にしているということになっておりますが、合併時に市の例を基本に統一していくという考え方でございます。

134ページでございまして、情報公開とあわせまして、今度は個人のプライバシーの保護という観点から、個人情報保護条例、これも両市村でそれぞれ条例を設けております。ただ、制度が異なるということで、例えば対象情報、生存する個人の個人識別情報になっておりますが、玉山村の場合は個人識別情報というような違いがございまして。それから、罰則の関係でございましてけれども、これは、盛岡市の、いわゆる審査会委員の守秘義務違反というようなことでの罰則が盛岡市の方には盛り込まれております。それで、合併時に市の例を基本に統一していくんだという内容でのご提案でございまして。

どうぞよろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第52号の情報公開制度について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

いずれ、住民の皆様方にご理解いただく意味合いからも、積極的に情報公開していくことが必要だろうと思っております。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第52号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認いたします。

以上で本日予定しております協議事項は終了いたします。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。



〔 休 憩 〕

谷藤会長 再開します。

( 2 ) 説明事項

谷藤会長 続きまして、説明事項に入らせていただきます。

前回の第3回協議会では、新市建設計画(案)について、第1章 序論から第6章 公共的施設の適正配置と整備までをご説明して、委員の皆様からご意見をいただきました。新市将来像のキャッチフレーズについては、「活力に満ち、詩情あふれる新県都」に決定させていただきましたが、計画の表現部分に対しさらに委員からご意見をいただきましたので、その修正箇所について初めに説明いたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局(佐藤) 事務局主幹の佐藤でございます。私の方から説明させていただきます。大変お疲れのことと存じますので、簡潔に説明してまいります。よろしく願いいたします。

ここの説明につきましては、皆様のお手元の資料で新市建設計画(案)というものがございまして、これをあけていただきますと、目次の次に3ページというものが出てまいります。ピックアップしていますので1ページから始まるわけではございませんが、3ページが出てまいります。そこで、もう一つの資料といたしまして新市建設計画修正案対照表がございまして、こちらでどこがどう直ったのかということアンダーラインで表示してございますので、これをもちまして説明いたします。

あけていただきますと、ここはともに3ページと振ってございますけれども、右側が現行、左側が修正案でございます。

もうまとめて言いますと、「自律」という言葉の意味がわかりづらいということで、この自律という言葉、3ページの左側で「自立性の高い都市の実現に向け」と書いてあります。それから、下の方のアンダーラインでは、「より多くの権限を持つことにより、地方分権社会にふさわしい自己決定・自己責任によるまちづくりが可能となります」というふうに文章を修正したものでございます。いずれにいたしましても、玉山村との合併によりまして、30万人都市、都市格の伸長を目指し、そして行政運営の向上も図る、こういう内容となっているものでございます。

3ページにつきましては以上でございます。

谷藤会長 それでは、ただいまの3ページに関わる部分につきまして、この件につきまして、何かご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。よりわかりやすい表現にさせていただいたということでございます。

この件につきましてはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、先に進ませていただきます。

事務局(佐藤) それでは、引き続き説明申し上げます。

もう1ページ新市建設計画の方をお開きいただきますと、45、46ページが出てまいります。45ページにつきましては、基本理念の4つのキーワードが、「交流・安心・共生・自律」ということから、「交流・安心・共生・創造」という言葉に置きかわっておりますので、その修正部分を書いてあるということでございます。

それで、46ページから分野別施策の概要になりますけれども、ここは前回ご説明いたしましたので、もう1ページお開きいただきますと、47ページ表示がございまして、そこに主要事業ということが出てまいります。ここでお願いがございまして、もう一つは、きょう配付いたしました資料の中で新市建設計画主要事業総括表ということで、お金が入ったものが表紙となっているものがございます。「(普通会計)」というものがございます。このお金の話は最後にいたしますので、これを1ページめくっていただきますと2ページ目が出てまいりますので、この2ページ目を、先ほど申し上げました47ページの隣にでも置いていただきますとよりわかりやすいかと存じます。余りちらちらするようであれば、見なくてもいいように説明するよう心がけますけれども、最初に、まず、ここをちょっとゆっくりやって、あとは少しハイテンポでいきたいと思っております。

これを見ていただきますと、例えば、47ページ表示がある方につきましては、最初に証明書自動交付機設置事業が出てまいります。当然、事業費が入った方も証明書自動交付機設置事業ということで、ここは1対1に対応してまいります。この事業費というのは、まず3,100万円ほど記載してございますけれども、内容につきましては、書いてありますとおり、玉山村役場内への機器設置。これは、計画提出が盛岡市でございまして、実施フィールドは玉山村ですけれども、新市という観点から、盛岡市の方は玉山村をフィールドとする事業の提案もあるものでございます。

2番目の高度情報化推進事業につきましては、インターネット技術を活用した届け出のオンライン化とか、移動通信鉄塔では、ご意見も出ておりますように、携帯電話等の不感

地帯を解消しましょうという事業ですとか、こういうものが3つ並んでおります。ですから、ここは、いずれ47ページ表示でありましても、2ページでも3つ同じく対照できます。

次の、消防・防災体制の強化というところに来ますと、47ページ表示の方では、本編の方では消防施設整備事業とくくってございます。2ページの方に参りますと、読んでいきますと4番、5番、6番、7番と展開してございまして、4番がコミュニティ消防センター整備事業、釘の平地区、それから小貝沢地区、消防署玉山分署建設事業、消防施設整備事業と4つ並んでいるものでございます。ですので、お気づきのとおり、今日お渡しした総括表というものは、まとめ表示してあるものを分解してわかりやすく表示し、事業内容とお金を表している、そういった資料になるものでございます。ですので、対比しながら見ていただければよりわかりやすいかと思えます。そのような状況で今後説明を続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、消防・防災体制の強化の消防施設整備事業のところですけども、釘の平地区につきましては盛岡市提案ですが、これは廃棄物処分場絡みのものでございます。あとはその表示のとおりでございます。玉山村隣接地区の施設整備ですとか、老朽化対応ですとか、そういうものが載せてございます。

次の、都市基盤河川改良事業、これは盛岡市でございますが、南川と、盛南開発地域のものでございます。

準用河川改修事業につきましては、玉山地区ですが、大橋川ということで、親水公園の整備なども予定しているという内容でございます。

次から、実は47ページ表示の本編の方が少し塗りつぶして黒くなってございます。これは、県が事業主体となって行うものでございます。築川ダム建設事業、統合河川、基幹河川、県単河川、砂防事業というものでございまして、事業の名称はちょっと固くはなっておりますが、いずれ河川改修事業をやるという中身でございます。統合河川が南川、基幹河川が木賊川、いずれも盛岡市でございます。県単河川は北上川、この川筋の川崎地区、砂防事業は盛岡市の猿田の沢地区という内容になっております。

それから、交通安全・防犯対策につきましては、盛岡市、玉山村におきまして市道除排雪事業となっているものでございます。

ここまでが、「一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成」の合計ということで、2ページ目に表示してあるところの対照となります。

恐れ入りますけれども、本編の方をもう1ページめくっていただきますと49ページというものが出てまいります。また、ここから簡潔に説明してまいります。

49ページの頭につきましては、保健所設置事業ということでございまして、中核市移行に伴う保健所の設置ということでございます。おおむね15億円を他事例から参考にして見ているものでございますが、ちょっとお金がかかるものでございます。健康教育事業というのは、健康教育といえは一般的な言い方ではありますが、いわゆる骨粗しょう症予防教室ですとか、生活習慣病予防とか、そういった教室といったたぐいのものでございます。健康診査とか乳幼児の健康診査というのは、皆様おわかりのとおりかと思えます。救急医療対策にいたしましても、小児救急の輪番制病院ですとか、第二次救急ですとか、在宅当番医のものが中身となってまいります。

そして、次が福祉の充実でございますけれども、地域福祉推進事業。これはもちろん、いわゆる盛岡市で言うと社会福祉事業団への補助ですとか、地域福祉推進会への補助ですとか、社会福祉協議会の補助といったような内容でございます。母子通園事業。心身の発達がおくれている乳幼児に対する早期の訓練等でございます。在宅介護支援センター運営事業については、今日の事業調整にも出てまいりましたとおりの内容ですので、おわかりかと思えます。老人クラブ、地域子育て支援センター事業についても、ご了解いただけるものと思えます。特別保育事業。延長、乳児、一時、休日というような中身になります。盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業というものもありますし、その一番下には火葬場・斎場整備事業ということで、ちょうど盛岡市も、玉山村の一部事務組合の方でも老朽化が進んで改修の時期が来ているということで載っています。

続きまして、本編の方をもう1ページ開いていただきますと、51ページになります。表示してあるものは、実際は52ページの方に「未来を築く心豊かな人材の育成」というものが出てまいります。

一番上は小学校整備事業でございます。小学校整備事業、中学校整備事業、学校給食センター、学校プールというふうに学校がずっと出てまいりますし、盛岡市の方で言うと小学校が7校、玉山村は洪民、玉山、巻堀となります。それから、中学校は盛岡市が5校で、あとは巻堀中学校ということが一応予定されているものでございます。給食センターはそれぞれ、これもやはり老朽化しているということですね。それから、学校プールについても、玉山村で言うと巻堀小学校が予定されているというような状況でございます。

あとは、生涯学習推進というのは、言ってみますと情報提供システムということになり

ます。あとは学習機会の提供事業ですから、いわゆる講座でございます。講座、そういったものの事業になります。

公民館建設は、松園と玉山地区の公民館ということが予定されているものでございます。あとは、自治公民館助成・整備事業、これは順次やっていくということ。

生涯スポーツ推進事業、あとは社会教育施設整備事業とありまして、社会教育施設は、好摩地区の体育館、柔道場とか相撲場の内容となっております。運動公園につきましては、村立の運動公園の老朽化に伴うものの整備ということになります。

文化の振興につきましては、芸術文化活動振興助成、鑑賞機会の提供ですとか、講座ですとか、その他のいろいろな市民、村民の方々が参画しているものの内容となります。文化財がその下に出てまいりますし、一番下には、姉妹都市交流の国際交流事業ということでもあります。

恐れ入りますが、もう1ページお聞きいただきたいと思います。

54ページに「環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備」ということで、そこに数事業表示がございます。

住宅・宅地の供給というところからいたしますと、公営住宅の整備で、区域が玉山村になってございます。これは、渋民団地ですとか、夏間木第一団地で、できれば高齢者向けの住宅をとということで構想されているものでございます。

その下は、花と緑のガーデン都市づくりということで、ハンギングバスケット、あるいは、それ以外でも花と緑に満ちた町をつくりましょうという内容でございます。公園整備事業については、渋民地区のものでございまして、街区公園とか、あるいは親水公園とかということが整備内容となっているものでございます。

廃棄物の抑制と適正処理については、廃棄物処分場整備事業ということになってございますし、環境との共生とか、景観の保全と創出についても、そこにソフト事業が並んでいるものでございます。いずれ、合併いたしますと、都市景観形成ガイドライン等も見直しが必要となりますから載せているものでございます。

恐れ入りますが、その次は55、56ページで、ここに主要事業の記載はございませんけれども、先ほどご質問のございましたように、ここに(4)農林業の振興といたしまして、最初だけ読みます。「生産基盤の整備や後継者等の確保経営規模の拡大など競争力のある農業に向けた環境整備を行います」と。

以下、そこに記述されているものでございます。

恐れ入りますが、もう1ページ開いていただきますと、産業分野の事業が並んであるものでございます。

商業・サービス業の振興ということになりますと、商店街リフレッシュ事業。これは、商店街にベンチを増設して、快適に、安全・安心に買い物をしていただく。あと、店にちょっとお願いして、トイレも貸していただくようなことをやろうというようなこと。それから、個店魅力アップ・空き店舗活用というのは、これは当然のことでございます。

観光では、啄木の郷観光ルートということで、啄木記念館のお話もいただきました。いずれ、啄木が観光になるとは、啄木は多分思わなかったと思うんですけども、非常にそういった、資源とか、诗情あふれるという都市像もございまして、それは活用させていただく。例えば、サクラパーク姫神から日本一深い地下300メートルのところにある岩洞第一発電所に向かう、それから日戸・常光寺に向かう。啄木記念館、ユートランド、さらにはつなぎ温泉方向に向かうというようなルートですと非常にうまくいくのではないかと。そういうものを数ルート考えればいいのかと思います。岩洞第一発電所は、昔はケーブルカーでおりていきましたし、コンクリートからではありますけれども、鍾乳石みたいなものが垂れ下がってありました。今は歩くのかもしれませんが、探検スポットとしても、勉強スポットとしても非常によろしいのかなと思います。

それから、岩洞湖家族旅行村の問題でございますけれども、これは、やっぱりミズバシヨウ等もすばらしいスポットでございますので、木道をつけましたり、あるいは木材チップを埋め込んだ道路をつくって歩きやすいようにして、夏だけでも2万人と言われます観光客をさらにふやそうというものでございます。

盛岡ブランド普及促進は、これは市村挙げて頑張るというものでございます。桜の里は、先ほどのサクラパークとございましたが、遊歩道、あずまや、トイレの整備などが予定されております。道の駅につきましては、これは村内のしかるべき場所、4号線沿いというあたりを目指したいというものでございます。

それから、産業クラスターにつきましては、これは括弧して産学官連携ということで書いてございますが、例えば貸し工場等を整備しましょう、そして、非常に来ていただきやすい環境をつくるというものでございます。ものづくり産業推進事業についても、これは盛岡工業団地の拡充、そして、やはり貸し工場も整備しようということでございます。今拡充しているところには、もう大分話が来ているようですから埋まってしまおうということもあろうかと思っております。

次の農林業の振興につきましては、やっぱり農林業を振興しましょうということでたくさんの方の意見をいただきました。農村交流センターと申しますのは、例えば市村の方に、イメージは、道の駅に対して言えば農の駅のものもございまして、それから、いわゆるグリーンツーリズムの拠点とするようなことも考えながら、この際、農業あるいは食ということを見直していいんじゃないか、もう一回光を当てようじゃないかという、言ってみれば一つの目玉事業となろうかと思っております。

市産材利用拡大推進事業につきましても、これは、例えば市産材を使ってうちを建てたら一定の補助をいたしましょうとかということで、どんどん市産材を使いましょうという話になります。

森林適正管理とか市有林造成は、民間がやるか、市がやるかという違いはありますけれども、いずれそういった保育に関する経費の問題でございます。

あとは、団体営基盤促進事業ということで、個別の事業も、お金が入った方を見るとたくさん出てまいりますけれども、複数そこに、諸基盤の整備ということで並べてございませぬ。

さらには、その次には、いわゆる資源循環型といいますが、有機物資源活用センターの整備ということで、堆肥を集めまして、すぐれた有機肥料として提供しようという、これも循環型農業を目指す一つの目玉の事業かと思っております。

有機物資源活用促進の方ですと、これは堆肥舎の整備ということで補助をするという内容となっているものでございます。

その下で、網かけといいますが、黒くなっているところは、これもまた県ご当局の方からご公認いただきました事業で、排水対策は船田堰地区、県営ため池は渋民地区でございます。県営かんがい排水は松川大堰。広域農道整備事業、これは、県事業については基本にお金のかからないものはお金の入った方には入れてございませぬが、盛岡西部地区ということ。それから、農免道整備事業は巻堀地区となっております。

それから、新規創業の支援といたしましては、産業クラスター 何度か出てまいりますけれども、産業群でしょうか。それにまつわる研究機関の張りつきというようなことになりますけれども、ここで企業立地の補助金などを出してまいりたいというものでございます。

あとは、再び出てくるものが、2つ並んで雇用の創出にもつながるものとなっているものでございます。

恐れ入りますが、もう1ページお開きいただきますと59ページになります。

59ページは「多様な交流を支える都市基盤の整備」でございまして、盛南開発、駅西口地区整備。西口地区は、お金の入った方には複数本に分かれておりますけれども、駅西口開発、それから都市計画マスタープラン。都市計画マスタープランは、これも合併に伴う改定というものが合併が実現した暁には必要となりますので、その事務になります。あとは、浜民駅北地区の土地区画整理事業、それから、野中土地区画整理事業というものが並んでございます。

次の交通基盤の整備の方になりますと、バス利用促進対策事業ということで、今、盛岡市でオムニバスタウン、いろいろなゾーンバスとやっておりますけれども、そういったものをさらに広げて展開しようというものでございます。

それから、広域県道路と都市計画道路がたくさん並んでございますけれども、基本的には北部のものが盛岡市の場合は中心になりますが、新市の機能を高めるということでは、どうしてもそこをやっておかないと、ちょっと新市としては恥ずかしいなというところも入りますので、南の方も一部入っているものもでございます。この際にきちんと整備いたしましょうという内容でございます。

それから、厨川駅の地下自由通路とか、西口整備、I G Rの下田駅設置事業となっております。

あとは、道路整備事業として玉山村の路線がたくさん並んでございます。沢目線から始まりましてたくさん並んでおりまして、一応、その路線名をご確認いただきたいと存じます。

その次に柵沢橋、好摩地区の橋でしょうか、柵沢橋の橋梁整備事業が参ります。そして、I G R好摩駅周辺整備事業ということ、それから、地区計画道路整備事業ということで、舟田西枝線とか、好摩西地区の道路が予定されているものでございます。

そこからまた網かけの部分が始まりますが、これも県ご当局から公認をいただいたもので、道路改築は北山バイパス、緊急地方道は仙北中央大橋と県事業が並んでいるものでございます。ここの黒い網かけの一番下の一般県道は、日戸地区の交通安全事業となります。

ここで、最後に上下水道の整備がございまして。上水道等整備事業に対応するものが川又地区の整備でございまして、これは、最終処分場に関するもので、盛岡市提案ですが、フィールドは玉山村となっております。その他、水道の未普及解消とか、公共下水道整



備、浄化槽と並んでおります。

最後に、見ている方、見ておられない方あると思いますが、お金の入った表のうちの7ページを、恐縮ですけれども、今、同時に見ている方は、あるいは7ページをお開きかと思いますが、ここのうちで浄化槽整備のものが、玉山地区の123番というものがございすね。上から3つ目でございます。123番の浄化槽設置整備事業というものがございすますが、これはソフト事業に移行しましたので、市村同期をとるために変更いたしましたソフトの方に入れましたので、村政調査会のと時とはこの分、金額が変わるものでございす。最後に表の説明をいたしますが、その分、ちょっと金額が変わってございす。

それで、その前に本編の最後、61ページ、ここが資料の最後の説明になります。

「健全な行財政運営と自治能力の向上」ということございまして、これはもう当然、行財政構造改革はやり抜かなければなりません。それから、人材育成基本方針、定員管理適正化、行政評価、いずれもきちんとやっていかなければならないもの。

それから、市民との協働のまちづくりにおきましても、いわゆる各種審議会の委員を公募で行う。NPOを育成支援するとともに、まちづくりを進める、こういう内容となっております。

そこで、お金の入った資料の一番前の説明を最後にさせていただきたいと思ひます。余り大きくない字ですらっと並んでいて大変恐縮ではございすますが、できる限りわかりやすく説明したいと思ひます。

普通会計という断り書きのもとでございすますが、合計の事業費が、丸めて言ひますと約702億円。70,285,636という数字が事業費の合計にありますけれども、約702億円。盛岡市が約550億円、玉山村が152億円ということになってございす。そして、この中にさらに国県費とか合併特例債とかいろいろ区分がございすますが、合併特例債合計が約174億円。合併特例債の上限値というものがございまして、これが182.5億円でございますから95.5%を使っているものでございす。

後段説明いたしますが、もっとも全部、いずれは借金だというものを95.5%使うというのではなくて、目玉と言われる新規事業等に約6割、残りを、今まで継続してきた事業に振りかえるわけですから、言ひては何ですけれども、今までさっぱりメリットのなかつた借金ですが、いずれ元利償還の70%が戻るということに切りかえればそこに財源が出てくるわけですので、そういうものに残りを使う。100%じゃないですから、60%と40%とはまいりませんが、おおむね60%・35%程度の割合で使うものでございす。そういう意味

で、合併効果事業というものは、新規事業等に合併特例債を充てるもので約173億円ある。それで、盛岡市、玉山村の分が記載されていますし、ここでの合併特例債は114億円使っております。

3つ目の箱に、他の地方債を合併特例債に振りかえるというのは、今まで素手でやってきたものが、大分いろいろなものがくっついてくるという意味では、またこれも非常にメリットになるものであろうということで、ここで合わせて60億円使うという計算になっております。

あとは合併に関連する通常事業ということで、継続事業等ではありますけれども、「活力に満ち、诗情あふれる新県都」ということを実現するためには、通常事業でもやっぱり建設計画にのせる、それから、県事業も、県のご理解とご協力をいただいでのせて、建設計画を魅力あるものにして新市のまちづくりを目指す、このような構成になっているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

谷藤会長 いろいろ説明がありましたけれども、この分野につきまして何かご質問、ご意見がございますればいただきたいと思ひます。

特に、よろしいでしょうか。

村井委員 盛岡市の村井でございますが、55ページ、農林業の振興で、生産基盤の整備、生産性の向上ということを入れられませんか。整備をするということは、労働生産性なり、物的生産性の向上というものが目的で整備するわけですよ。ですから、「生産性の向上」という字句は入れるべきじゃないかと思ひます。そして、後継者等の確保は最後の方へ持っていったらどうかと。

私とすれば、「生産基盤の整備や生産性の向上及び経営規模の拡大など、競争力のある農業の振興を図るとともに、後継者確保に努めるもの」といたします」といったようなことで、ここで環境整備を行いますというと、語呂としても合わないんですよ。農業の経営専門家から見るとね。だから、語呂合わせもうまく考えてもらいたいと思ひますよ。百姓は環境を要望しているからという意味で環境整備ということを使うかもしれませんけれども、もともと1次産業というものはそういう仕事なんですよ、汚れる業務なんですからね。ここできれいにしろ、気をつけろと言ったって無理なので、実態論からいくと、「農業に向けた環境整備を行います」、語呂としておかしいんじゃないですか。だから、ここでは除いてもらいたいなど。

もう一遍繰り返しますよ。農業生産基盤の整備や生産性の向上、これは労働生産も含まれていますよ。そして、経営規模の拡大とつながっていった方が語呂がいいですよ。そして、後から後継者確保。こういう、生産性が向上したり経営規模が拡大できる、それこそ、あなたたちの言う環境ができれば後継者もどんどん出てくるわけですよ。そういう意味で、これは先輩として一言申し上げておきます。

谷藤会長 ありがとうございます。

泉山事務局長 それでは、今ご意見をいただきましたし、先ほど別な委員さんからも、やはり生産基盤の整備、まだまだ遅れているので大切だというお話もありましたので、いずれ次回に最終的に協議事項として出しますので、それまでの間にちょっと事務局でも吟味させていただきたいと思っております。

谷藤会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員 これから私、4号委員として質問というか、お伺いします。

と申しますのは、きょう岩手日報を見てびっくりしました。といいますのは、私どもに話もないのに日報にもう既に上がっている。こういうことであれば、4号委員は必要ないのではないか。

そして、私は今朝入ってきました、玉山村の4号委員のみんなに聞きました。全然そういう話は聞いていませんと。そういうことであれば、これからはすべてが報告事項になるのではないかというような感じもするんですが、今後もそうした方向に行きますか。これはどうなんでしょうか。

沼田事務局次長 玉山村の沼田ですけれども、実は、今回事前に委員さんにご説明しようということで準備はしていましたが、議会の委員さんたちには、議会の委員との意見交換会ということの前日に用意していた。そして、その他の委員さん方については、きょう9時ということでお知らせすることにしておったわけでございます。

ただ、きのうの議会の議員さん方の意見交換会の際に、実は報道関係の方についての参加も認められまして、そこで報道関係の方々が来て、今回の事業関係についても承知されたということでのけさの新聞報道でございます。

いずれ、今後におきましても、委員会の合併協議会の事前には、各委員さんに内容については当然お知らせしたいとは考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

佐藤委員 委員会はそのような委員会じゃないと思うんですよ、実際の話は。みんなで検討、協議しながら進めるのが委員会でしょう。なぜ前もってマスコミに発表するんですか。そんなことはあり得ないでしょうと私は思います。したがって、これからはそういうことのないように要望しておきます。よろしくお願いします。

谷藤会長 その辺、いろいろ委員の皆様方への説明等も含めて、盛岡市、玉山村でそれぞれ配慮しながら対応していくということで、今後とも進めてまいりたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

特にないようであれば、新市の建設計画については、次回に協議事項として提案させていただきたいと思います。そしてまた、その時点でのご確認をいただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### (3) その他

谷藤会長 それでは、その他の項に移ります。

この際、皆様方から何かございますればご発言いただきたいと思います。

福田委員 玉山村の福田でございますが、先ほどの新市建設計画の修正案が出されたところでお願い申し上げればよかったわけですが、この計画、さきの委員会で出されております新市建設計画案についての中身で、きょうの資料には配付されていませんが、前に配付されておる本冊の38ページの第4章 新市の目指すべき将来像というものがあるわけですが、この中に、基本理念の中の創造の部の文言の中で加えていただきたいと思いますと思うわけですが、「既存産業の高度化や新産業の創出を支援するとともに、」の次に「商業・観光」とございますが、新市につきましても、農業、工業、商業、そしてこれら等を含めた中での新市というものが創設されるわけございまして、そこに「農業・工業」も加えていただきたいと思いますと思うわけございまして、このことについて、ひとつご検討賜りたいと思います。

泉山事務局長 ありがとうございます。実は、同じ本編の39ページの方に、さらに創造というキーワードを使ったまちづくりのところでは「農林業」と入れておりましたので、今のお話のとおり、この前の創造の方にも、そのようにつけ加える格好で次回に提案させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

谷藤会長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、事務局から何かありますか。

藤原事務局次長 それでは、私の方からご説明したいと思いますが、皆様のお手元の資料の方に市町村合併講演会「これからの地方自治を考える」というチラシがお配りされていると思いますが、1月13日に岩手県の地方振興部市町村課総括課長の野本委員さん、この法定協議会の委員をお願いしているわけですが、講師にお迎えいたしまして基調講演をお願いするということで、この盛岡市・玉山村の合併について、両市村の住民の方々にもご理解をいただくということで企画したものでございます。この機会を利用して、事務局の方でもこれまでの協議状況について若干、ご来場の皆様方にもご説明すると、あわせてそういった内容でございますので、委員の皆様方、ぜひご出席いただきますようによろしくお願いいたしますと思います。

それから、2点目でございますが、これもきょうお渡しした資料で合併協議会の事業計画の資料がございますけれども、協議会の開催日の変更をお願いしたいと思います。

この2ページ目でございますけれども、2月上旬、2月14日、月曜日、午後2時から5時までということで、会場が玉山村になっている第6回目の合併協議会でございますが、これにつきましては、大変申しわけありませんが、2月20日、日曜日、時間は2時から5時まで、会場の玉山村は変わりませんが、そのような日程でお願いしたいと思います。お手元の資料は修正後の日程でお渡ししておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これにつきましては、大まかなこれからの日程の関係がございますが、次回、第5回目には、今日ご提案申し上げました新市建設計画につきまして協議事項ということでご提案申し上げまして、ご了解いただけますれば、県との正式な事前協議に入らせていただくという予定でございます。そういったような関係もございまして、県のチェックと申しますか、審査のスケジュール等で2月14日までかかるということも伺っておりますので、この第6回目の協議会を延ばすというようなことをご了解をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 事務局から、市町村合併に関する講演を野本総括課長さんの方をお願いすることになってございますので、できるだけたくさんの方々にもぜひ参加していただいて、「これからの地方自治を考える」というテーマでございますけれども、多くの方々にお聞きいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは、第6回の協議会の日程変更、当初、2月14日を予定しておりましたけれども、2月20日、日曜日ということの変更、時間は一緒でございますが、そういうことで玉山村の方で開催させていただくということになります。

この説明に対しまして何か確認等しておく必要があるとすれば、特にはないですか。

特にはないようでございますので、この辺で会議を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なしの声あり」)

谷藤会長 それでは、以上をもちまして第4回目の盛岡市・玉山村合併協議会のすべてを終了させていただきます。

ありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 本日は大変お忙しい中をご出席の上、しかも長時間にわたりましてご審議いただきましてまことにありがとうございました。これで閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時00分